

第2次安芸高田市
子ども・子育て支援事業計画
(答申)

令和2(2020)年2月

安芸高田市

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	計画策定の体系	3

第2章 安芸高田市の子育てを取り巻く環境

1	人口等の状況	4
2	労働の状況	10
3	子どもの生活状況(子供の生活実態調査)	11
4	児童人口等の推移	13
5	子ども・子育て支援事業の利用実績	16
6	子育て支援に関するアンケートの調査結果	23
7	課題と計画の評価	34

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	36
2	計画の基本目標	37
3	施策の体系	38

第4章 事業量の見込みと確保方策

1	区域設定の考え方	39
2	保育の必要性の認定	39
3	教育・保育の見込みと提供体制	40
4	教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	41
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	42

第5章 行動計画

基本目標1 子育て家庭への支援の充実	47
基本施策1 子育て支援事業の充実	47
基本施策2 教育環境の整備	48
基本施策3 子育て家庭への経済的支援.....	50
基本施策4 ひとり親家庭等への自立支援.....	52
基本目標2 地域で支える子育て環境の整備	53
基本施策1 子育て支援のネットワークづくり	53
基本施策2 子どもの居場所づくり	54
基本施策3 仕事と家庭との両立の支援.....	54
基本施策4 子どもの貧困対策.....	55
基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	56
基本施策1 保健・健康づくりの推進	56
基本施策2 相談体制の充実	58
基本施策3 障害のある子どもへの支援	59
基本施策4 安心・安全な生活環境の整備	61
基本施策5 児童虐待防止対策の強化	62
基本目標4 次代の親の育成	63
基本施策1 家庭や地域の子育て力の向上	63
基本施策2 多様な体験・ふれあいの機会づくり	64
基本施策3 健全育成の推進	65

第6章 「新・放課後子ども総合プラン」に係る事業計画

.....	67
-------	----

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制と進捗管理	69
2 計画の広報・啓発	69

資料編

資料1 安芸高田市子ども・子育て会議条例	70
資料2 安芸高田市子ども・子育て会議 委員名簿	71

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では、少子化や核家族化が進行するとともに、地域における人と人の地域のつながりの希薄化が進んでいます。また、共働き家庭の増加や児童虐待の深刻化など、子育ての負担感や不安、孤立感が高まるとともに、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況となるなど、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

このような状況の中、国は平成24（2012）年8月に子ども・子育て関連3法を制定し、平成27（2015）年4月から子ども・子育て支援制度を実施、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を進めてきました。この法に基づき、本市においても平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの5年間を計画期間とする「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1次計画）を策定しました。この計画は、次代を担うすべての子どもが健やかに育ち、子育て世帯が大切にされる社会の実現を目指すとともに、子どもたちが将来にわたって豊かな人生を送ることができるよう「こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田」を目指したものです。

この第1次計画策定後、国は平成29（2017）年6月に「子育て安心プラン」で、待機児童の解消と女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進め、また、「3歳児以上の幼児教育・保育無償化」の重要政策を打ち出し、令和元（2019）年10月から実施しています。

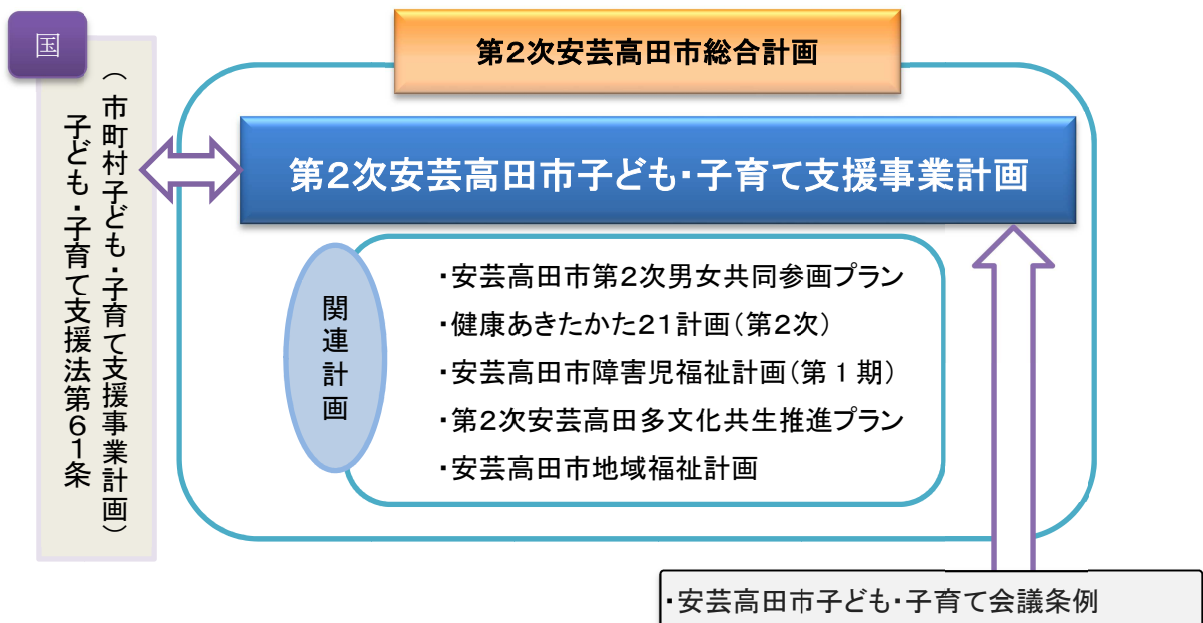
第1次計画が終了するにあたり、近年の国の方針や安芸高田市における子育て家庭を取り巻く環境の変化や、課題を解決するために、「第2次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、全ての子育て家庭を対象に、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を定めたものです。また、次世代育成支援対策推進法の延長にともない、同法に基づく「安芸高田市次世代育成支援行動計画」の次世代育成のための施策や、子どもの貧困対策に関する施策を含めて、子ども・子育てに関する支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

本計画は、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「第2次安芸高田市総合計画」をはじめ「安芸高田市第2次男女共同参画プラン」、並びに「健康あきたかた21計画（第2次）」「安芸高田市障害児福祉計画（第1期）」などの諸計画との整合性を図りながら定めます。

【計画の位置付け 図】



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度～令和6（2024）年度までの5箇年計画とします。

平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度
安芸高田市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第2次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画				

4 計画策定の体系

(1) 「安芸高田市子ども・子育て会議」での審議による策定

「安芸高田市子ども・子育て会議条例」に基づき、計画策定や進捗管理などを行うことを目的に組織された、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者・子ども・子育て支援に関し学識経験がある者、その他市長が必要と認める者から構成される「安芸高田市子ども・子育て会議」による審議を行うとともに、関係団体のニーズの把握に努めてきました。

(2) 「子育て支援に関するアンケート調査」による現状把握

確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現在の利用状況や今後の利用希望を把握するとともに、保護者が、子育てについて日頃考えていることなどをお伺いし、それらを計画に反映するために実施しました。

調査時期	平成 30 (2018) 年 12 月 17 日から平成 30 (2018) 年 12 月 28 日
調査地域	安芸高田市全域
母集団	就学前児童が属する世帯 812 世帯 小学生児童が属する世帯 630 世帯
抽出方法	無作為抽出
調査方法	未就園児…郵送配布郵送回収 就園・就学児…(保育所等・幼稚園・小学校からの配布、回収・郵送回収)
有効回収数(率)	就学前児童 557 票 (68.6%) 小学生調査 505 票 (80.2%)

(3) パブリックコメントの実施

「第2次安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、市民の方々から広くご意見を頂くため、意見募集を令和2(2020)年1月17日から令和2(2020)年1月31日まで実施しました。

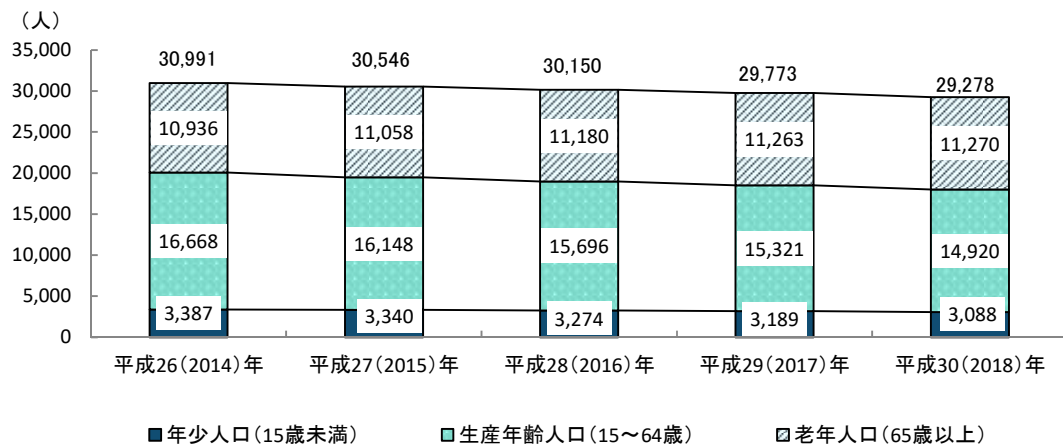
第2章 安芸高田市の子育てを取り巻く環境

1 人口等の状況

(1)人口の推移

本市の人口は、平成 26（2014）年の 30,991 人から平成 30（2018）年の 29,278 人へと減少傾向となっています。年齢 3 区分の内訳をみると、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあるのに対し、老年人口（65 歳以上）は増加傾向が続いており、今後も少子高齢化が進んでいくと予測されます。

【人口の推移（総人口と年齢 3 区分） 図】



資料:住民基本台帳(1月1日～同年12月31日まで)

(2)人口動態の推移

人口動態をみると、出生数・死亡数からみる「自然動態」は平成 27（2015）年が減少のピークとなっており、近年はマイナスが減少傾向となっています。

また、転入数・転出数からみる「社会動態」は、増減を繰り返していましたが、平成 29（2017）年では転出数が 100 人と増加しています。

【人口動態の推移 表】

	平成 26(2014)年	平成 27(2015)年	平成 28(2016)年	平成 29(2017)年
出生数(人)	200	164	173	153
死亡数(人)	533	533	510	462
自然動態(人)	-333	-369	-337	-309
転入数(人)	998	937	931	873
転出数(人)	972	881	895	973
社会動態(人)	26	56	36	-100
人口動態(合計)(人)	-307	-313	-301	-409

資料:住民基本台帳(1月1日～同年12月31日まで)

(3)世帯の状況

本市における世帯の推移をみると、平成17(2005)年あたりから「一般世帯」が減少し続けているにもかかわらず、「単独世帯」が増加しており、一般世帯の約3割となっています。これは、独身者単身世帯や高齢者単身世帯の増加が背景にあると考えられます。

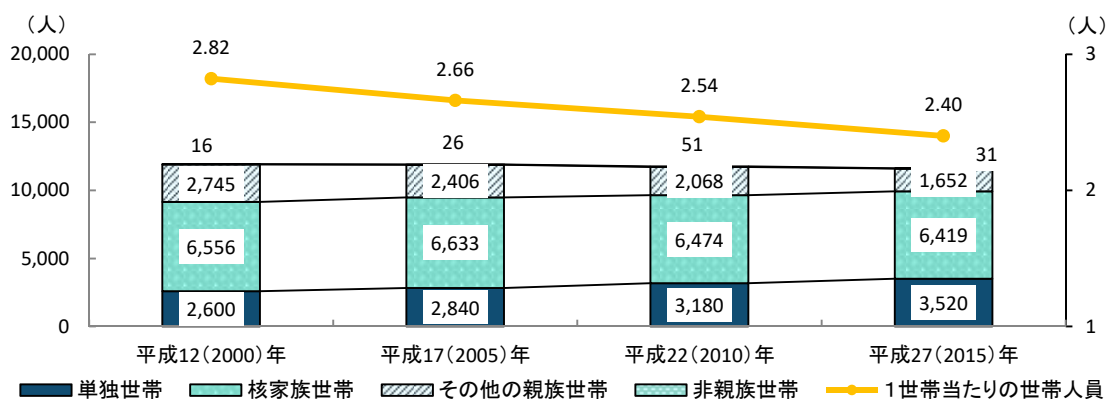
また、「夫婦と子どもからなる世帯」は減少傾向にあり、1世帯当たりの世帯人員も減少を続けていることから少子化の影響が考えられます。

【世帯の推移 表】

	平成12 (2000)年	平成17 (2005)年	平成22 (2010)年	平成27 (2015)年
一般世帯(世帯)	11,917	11,905	11,773	11,623
単独世帯(世帯)	2,600	2,840	3,180	3,520
(%)	21.8	23.9	27.0	30.3
核家族世帯(世帯)	6,556	6,633	6,474	6,419
(%)	55.0	55.7	55.0	55.2
夫婦のみの世帯(世帯)	3,100	3,008	2,942	2,960
(%)	26.0	25.3	25.0	25.5
夫婦と子どもからなる世帯(世帯)	2,693	2,678	2,554	2,478
(%)	22.6	22.5	21.7	21.3
ひとり親と子からなる世帯(世帯)	763	947	978	981
(%)	6.4	8.0	8.3	8.4
その他の親族世帯(世帯)	2,745	2,406	2,068	1,652
(%)	23.0	20.2	17.6	14.2
非親族世帯(世帯)	16	26	51	31
(%)	0.1	0.2	0.4	0.3
一般世帯の世帯人員(人)	33,303	31,723	29,854	27,917
1世帯あたり世帯人員(人)	2.82	2.66	2.54	2.40

資料:国勢調査

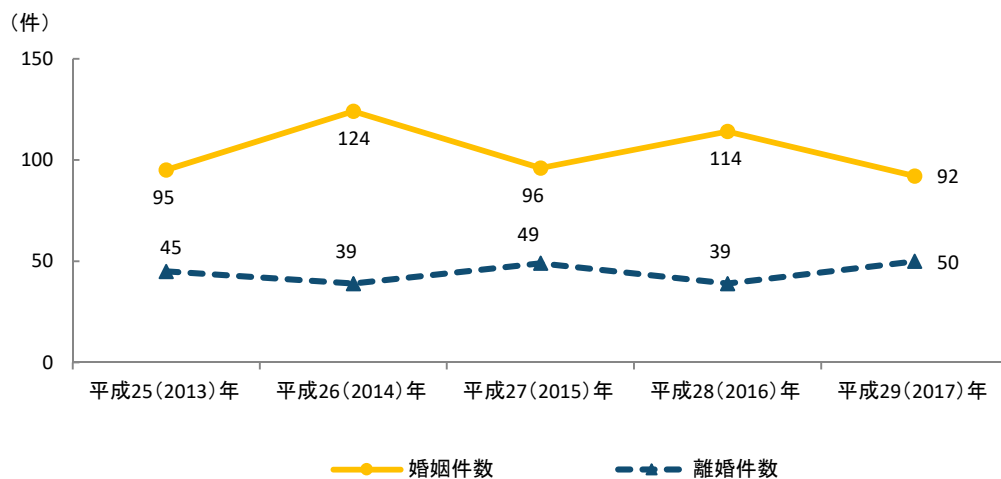
【世帯の推移 図】



(4) 婚姻等の推移

本市の婚姻件数は、100件前後で推移し、20件程度の増減を繰り返しています。離婚件数は、40～50件程度で推移しています。

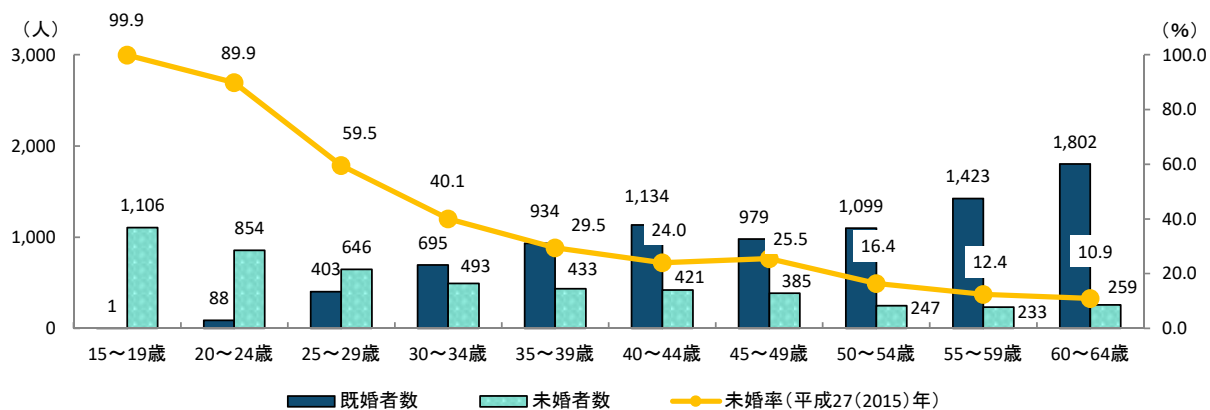
【婚姻の動向 図】



資料: 広島県HP(人口動態統計)

年齢別の未婚・既婚者数等をみると、30～34歳で未婚者数が既婚者数と逆転しており、30歳前半が婚姻年齢の中心であることがうかがえます。

【年齢別未婚・既婚者数と未婚率 図】

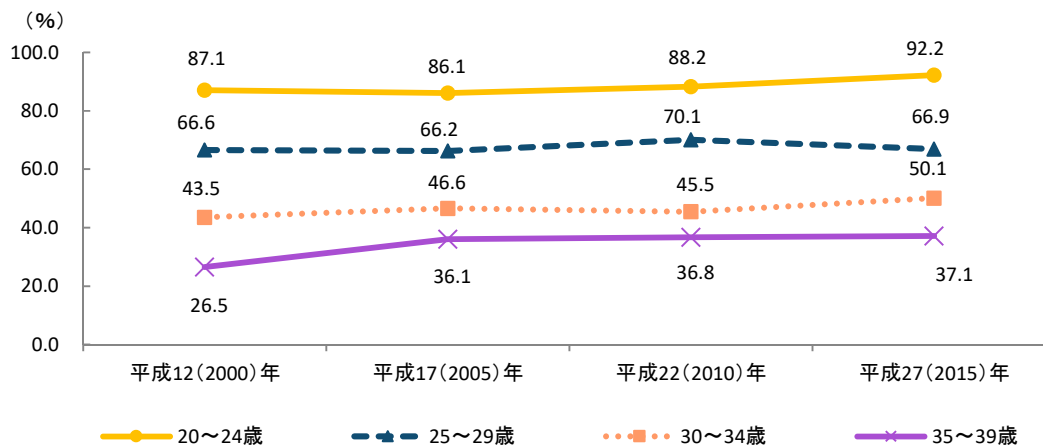


資料: 国勢調査(平成27(2015)年)

※離別・死別は「既婚」に含む

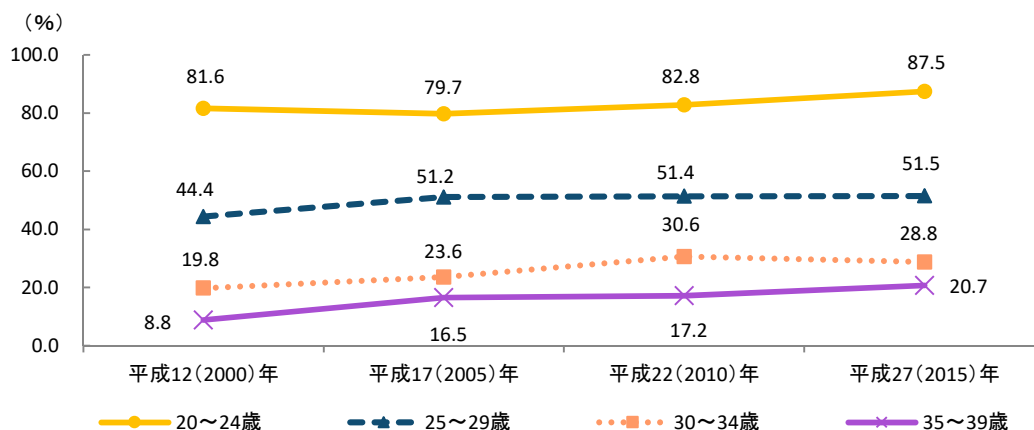
男女ともに未婚率は増加傾向で推移しています。平成22(2010)年と比較して平成27(2015)年では、「男性25～29歳」と「女性30～34歳」の未婚率が低くなっています。また、どの年代も女性より男性の未婚率が高い傾向にあります。

【未婚率の推移(男性) 図】



資料:国勢調査

【未婚率の推移(女性) 図】

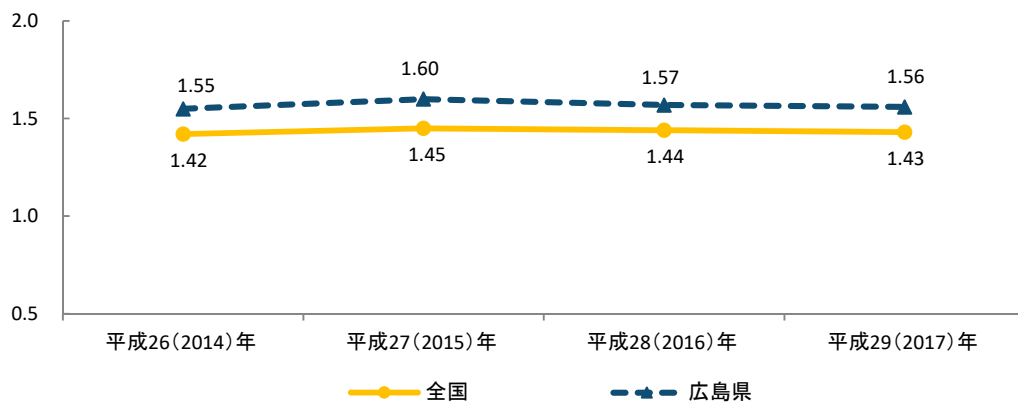


資料:国勢調査

(5)合計特殊出生率の推移

広島県の合計特殊出生率は、全国平均を上回って推移しています。平成27(2015)年から全国、広島県ともに減少傾向にあります。

【合計特殊出生率の推移 図】



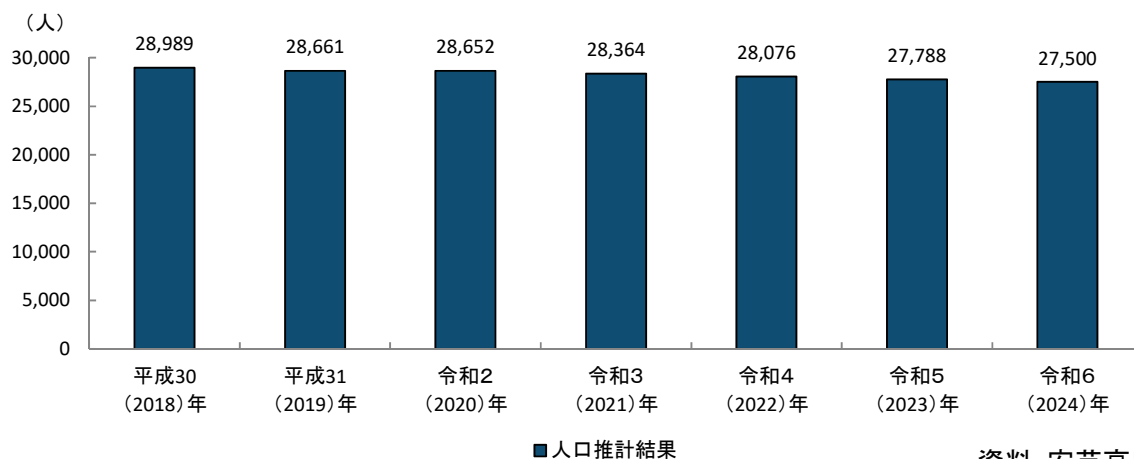
資料: 広島県HP(人口動態統計)

※合計特殊出生率は、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生む平均子供数を推計したものです。

(6)人口推計

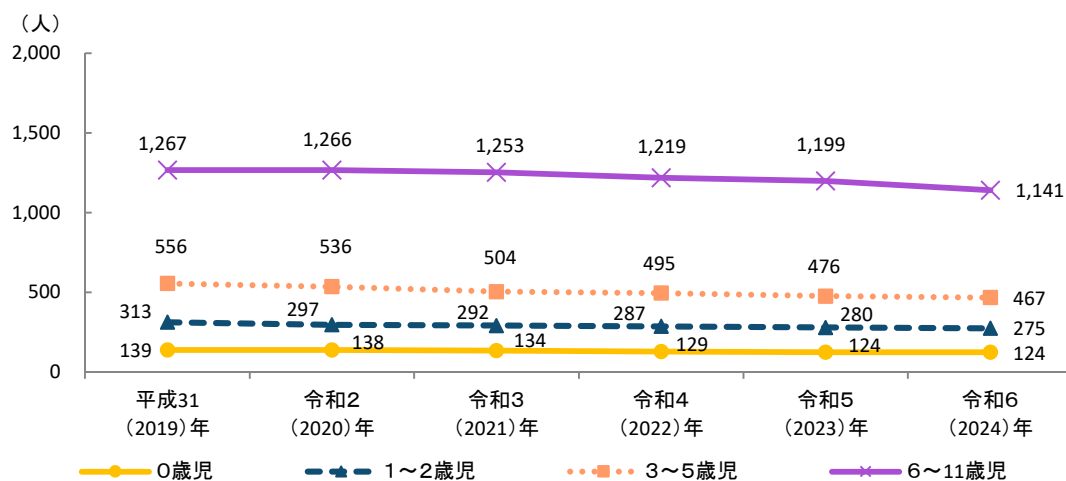
本市における今後の人口推計では、年々減少することが予想され、令和6（2024）年では27,500人と推計されます。

【人口推計 図】



どの年齢でも年々やや減少傾向となることが予想され、令和6（2024）年では0歳児が124人、1～2歳児が275人、3～5歳児が467人、6～11歳児が1,141人と推計されます。

【児童数の推計 図】



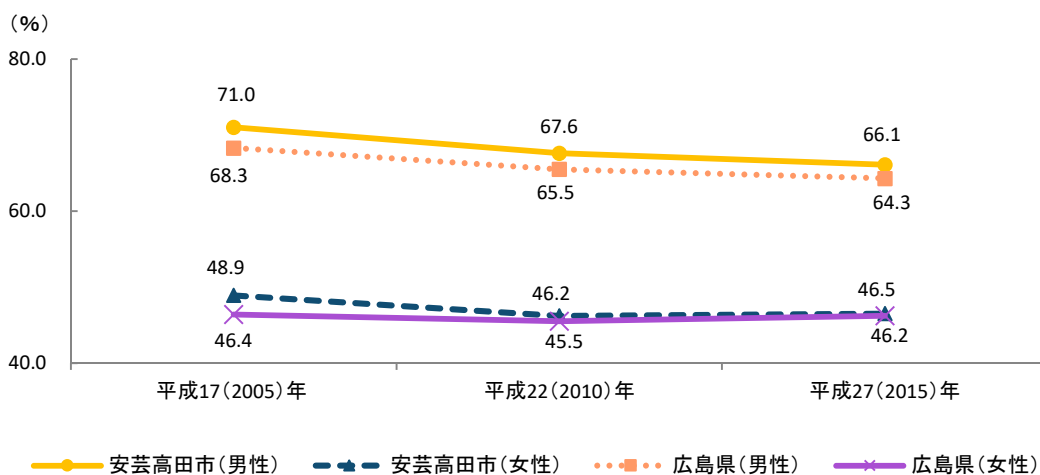
※児童数の推計にあたっては、「住民基本台帳」を用いたコーホート変化率法で試算しています。コーホートとは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団の事を指します。各コーホートについて、過去における実績人口の動静から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

2 労働の状況

(1) 就労状況

本市における就業率は、平成 27（2015）年国勢調査では、男性 66.1%、女性 46.5%となっており、男女とも広島県の平均を若干上回って推移しています。しかし、本市では男女ともに就業率が年々減少しています。

【就業率の推移 図】



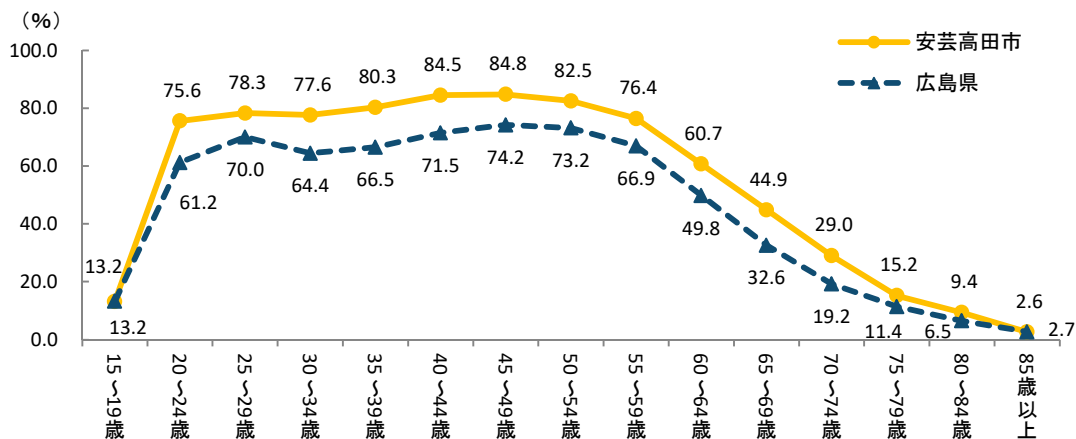
資料: 国勢調査

(2) 女性の年齢別就労状況

本市における女性就業率をみると、平成 27（2015）年国勢調査では、40 歳代で就業のピークを迎えています。ほぼいずれの年齢層も広島県の平均を上回って推移しています。

また、出産・子育て時期である 20 歳代後半から 40 歳代前半にかけての就業率の落ち込みが、本市では広島県ほど目立たないことから、仕事と家庭の両立や女性の再就職に有利だということがうかがえます。

【女性の年齢別就業率 図】



資料: 国勢調査(平成 27(2015)年)

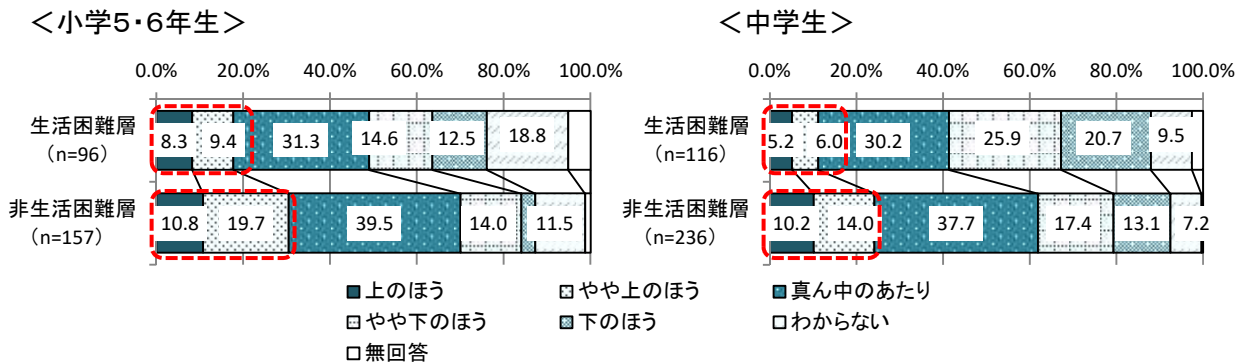
3 子どもの生活状況(子供の生活実態調査)

(1)成績の主観的評価

成績の主観的評価について、小学生5・6年生・中学生ともに、『生活困難層』は『非生活困難層』に比べて自身の成績が上位と思っている人は少なくなっています。

※安芸高田市子供の生活実態調査において、①低所得 ②家計の逼迫 ③子供の体験や所有物の欠如のいずれか1つ以上に該当する場合『生活困難層』とし、いずれにも該当しない場合を『非生活困難層』とした。

【成績の主観的評価 図】

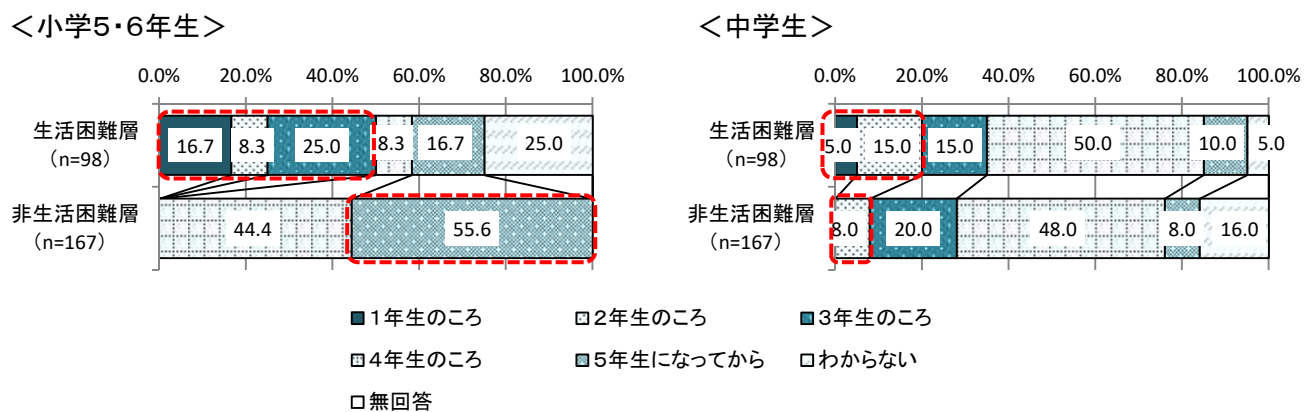


資料:安芸高田市子供の生活実態調査(平成 29(2017)年7月)

(2)授業がわからなくなった時期

授業がわからなくなった時期について、小学生5・6年生・中学生ともに、『生活困難層』は『非生活困難層』に比べて1～3年など早い時期の回答が多くなっています。

【授業がわからなくなった時期 図】



資料:安芸高田市子供の生活実態調査(平成 29(2017)年7月)

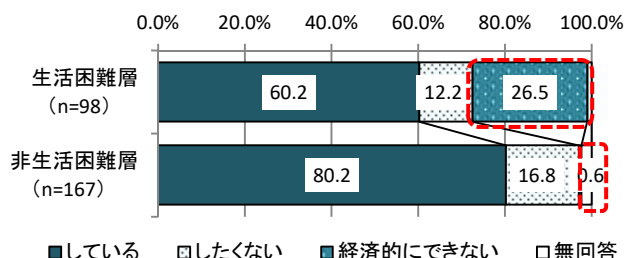
(3) 子供への支出

「習いごとに通わせる」

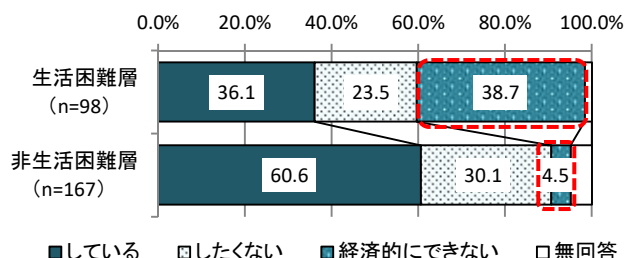
「習い事」について、小学生5・6年生・中学生ともに、『生活困難層』は『非生活困難層』に比べて「経済的にできない」が高くなっています。

【習いごとに通わせる 図】

<小学5・6年生>



<中学生>

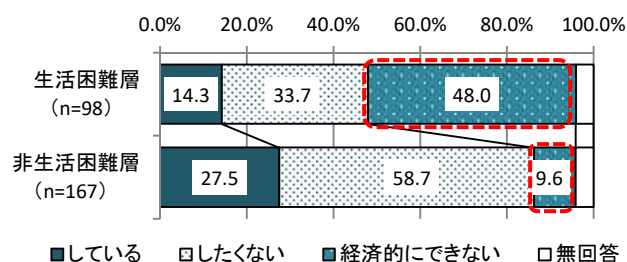


「学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)」

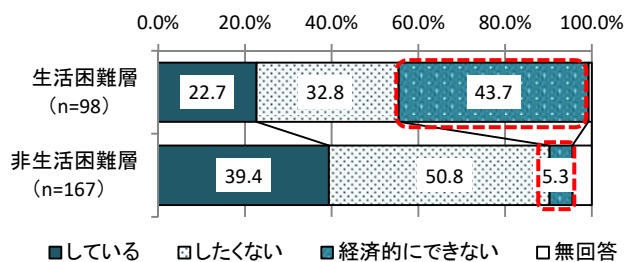
「学習塾に通わせる(または家庭教師に来てもらう)」について、小学生5・6年生・中学生ともに、『生活困難層』は『非生活困難層』に比べて「経済的にできない」が高くなっています。

【学習塾に通わせる 図】

<小学5・6年生>



<中学生>

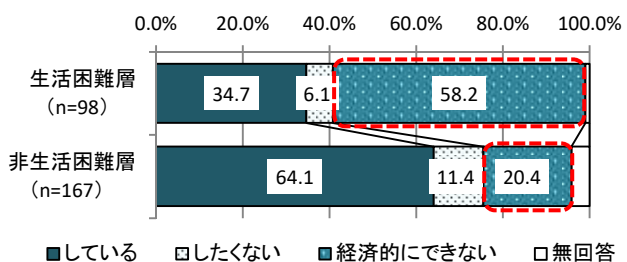


「1年に1回くらい家族旅行に行く」

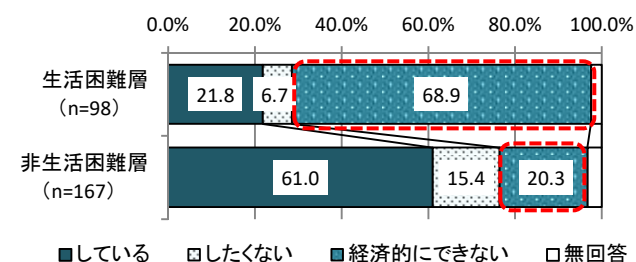
子供への支出「1年に1回くらい家族旅行に行く」について、小学生5・6年生・中学生ともに、『生活困難層』は『非生活困難層』に比べて「経済的にできない」が高くなっています。

【1年に1回くらい家族旅行に行く 図】

<小学5・6年生>



<中学生>



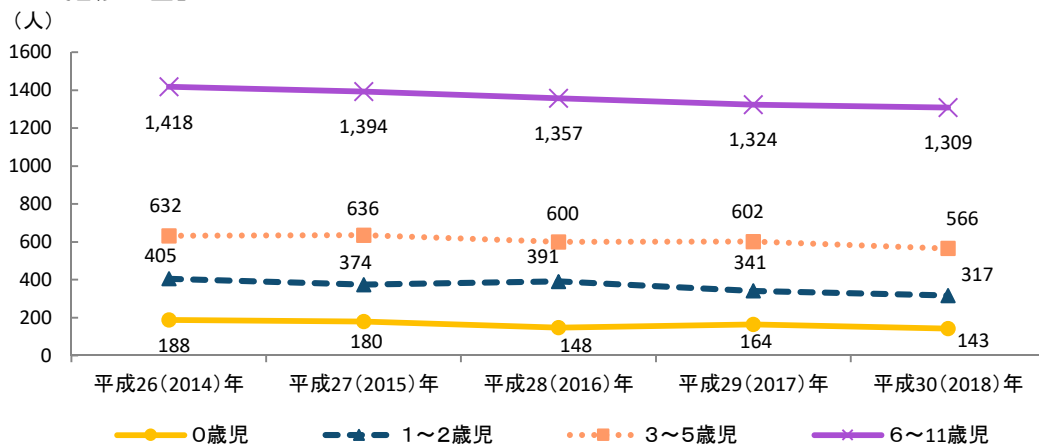
資料: 安芸高田市子供の生活実態調査(平成 29(2017)年7月)

4 児童人口等の推移

(1) 児童人口の推移

本市の児童数は、5歳以下の児童については増減の推移がみられますが、全体では減少傾向にあります。平成30（2018）年ではどの年齢も最も児童数が少ない状況となっています。

【児童人口の推移 図】



資料：安芸高田市

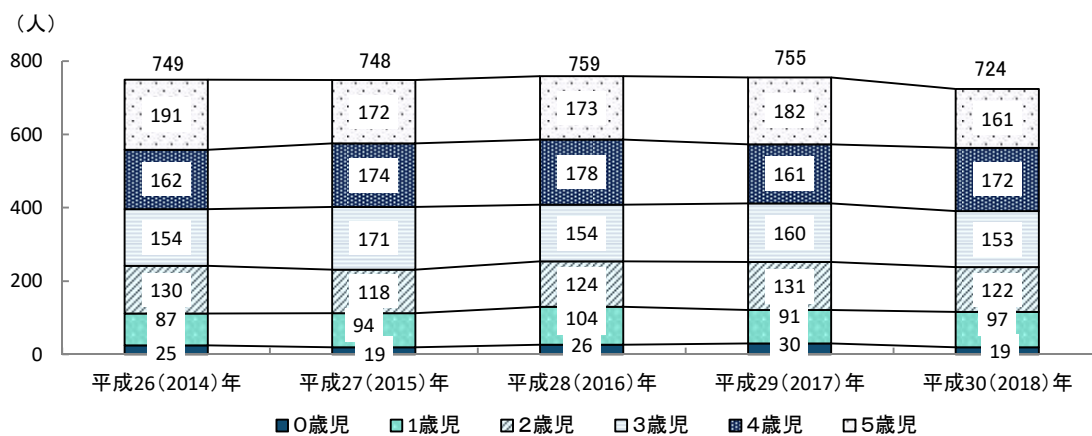
【児童人口の推移 表】

	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
0～11 歳児合計(人)	2,463	2,584	2,496	2,431	2,335
0～5 歳児小計(人)	1,225	1,190	1,139	1,107	1,026
0～2 歳児小計(人)	593	554	539	505	460
0 歳(人)	188	180	148	164	143
1 歳(人)	180	190	194	151	161
2 歳(人)	225	184	197	190	156
3～5 歳児小計(人)	632	636	600	602	566
3 歳(人)	204	222	182	196	188
4 歳(人)	201	203	218	183	196
5 歳(人)	227	211	200	223	182
6～11 歳児小計(人)	1,418	1,394	1,357	1,324	1,309
6～8 歳児小計(人)	692	675	657	640	638
6 歳(人)	214	230	214	200	224
7 歳(人)	230	212	230	213	204
8 歳(人)	248	233	213	227	210
9～11 歳児小計(人)	726	719	700	684	671
9 歳(人)	224	244	232	212	223
10 歳(人)	248	224	242	232	213
11 歳(人)	254	251	226	240	235

(2) 保育所児童数の状況

本市の保育所児童数は、年度によって多少の増減があるものの減少傾向にあります。

【保育所児童数の推移 図】

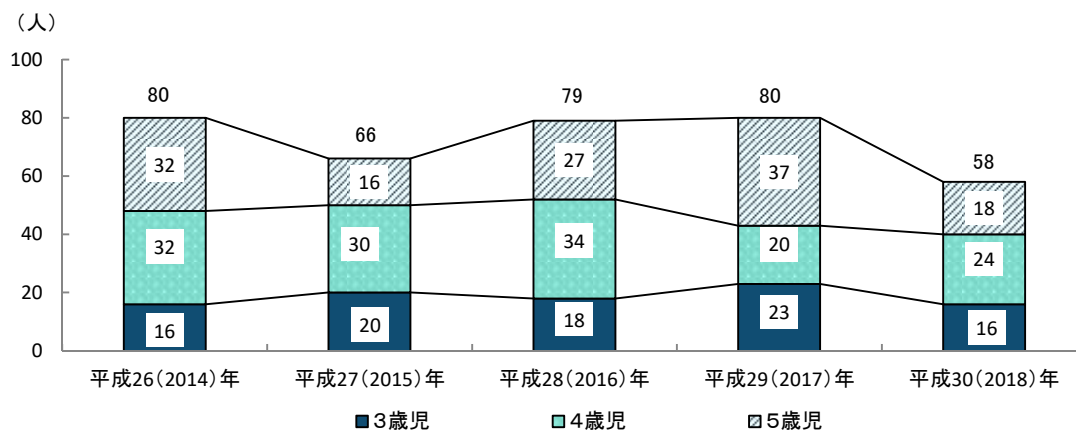


資料: 安芸高田市

(3) 幼稚園児童数の推移

本市の幼稚園児童数は、平成27(2015)年から平成29(2017)年は増加傾向にありましたが、平成30(2018)年は減少しています。5歳児の児童数は平成29(2017)年から平成30(2018)年にかけて半分以上減少しています。

【幼稚園児童数の推移 図】

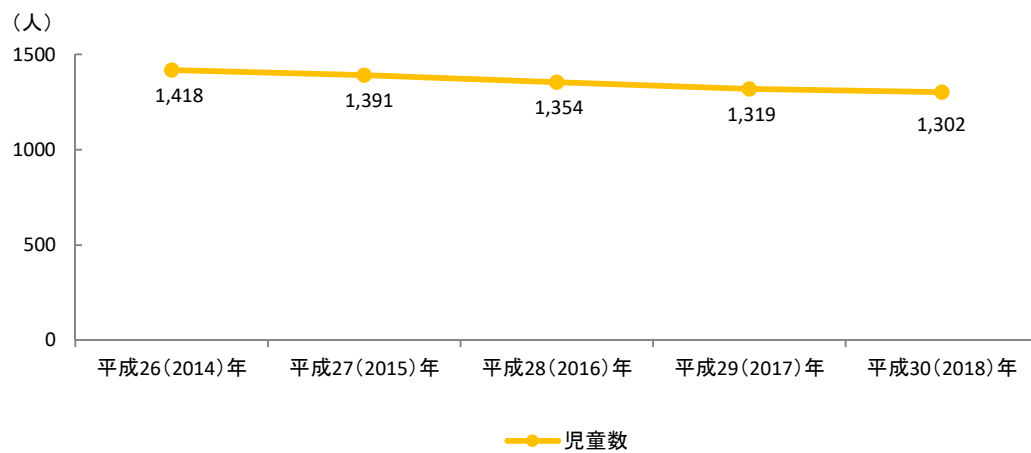


資料: 安芸高田市

(4) 小学校児童数の推移

本市の小学校児童数は、平成26(2014)年以降年々減少傾向にあります。

【小学校児童数の推移 図】



資料: 安芸高田市

5 子ども・子育て支援事業の利用実績

(1) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

本市では、利用者支援事業は実施しておりません。

【利用者支援事業】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	1

② 地域子育て支援拠点事業

利用者数はほぼ横ばいで推移しています。

【地域子育て支援拠点事業】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
延べ利用者数(人回/月)	76	84	86	86	1,061

③ 妊婦健康診査

受診者数は年々増減が大きくなっています。

【妊婦健康診査】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
受診実人数(人/年)	157	156	161	137	139

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、年々上昇と下降を繰り返しながら推移しており、すべての年度で令和元(2019)年度の見込みを実績が上回っています。

【乳児家庭全戸訪問事業】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
実施人数(人/年)	156	164	143	145	139

⑤養育支援家庭訪問事業

養育支援家庭訪問事業の利用はありませんでした。

【養育支援家庭訪問事業】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
訪問件数(件/年)	0	0	0	0	1

⑥子育て短期支援事業

本市では、子育て短期支援事業は実施しておりません。

【子育て短期支援事業】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
延べ利用者数(人日/年)	0	0	0	0	5

⑦ファミリー・サポート・センター事業

協力会員はやや減少しており、平成 30 (2018) 年度の延べ利用者数は最も少なくなっています。

【ファミリー・サポート・センター事業】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
依頼会員数(人)	58	50	57	51	
協力会員数(人)	88	61	50	51	
両方会員数(人)	9	6	5	5	
延べ利用者数(人日/年)	507	293	365	184	低学年: 1,196 高学年: 1,248

⑧一時預かり事業

幼稚園児童による利用が多くを占めており、その他の不定期での利用は大きくありません。

【幼稚園児童による利用】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
延べ利用者数(人日/年)	4,526	4,157	4,779	3,396	4,845

【2号認定による定期的な利用】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
実人数(人)					13

【上記以外(不定期の利用)】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
延べ利用者数(人日/年)	354	530	445	502	1,107

⑨延長保育事業

平成 28 (2016) 年度より利用者数が大きく増加しており、平成 30 (2018) 年度は 1,073 人と最大になっています。

【延長保育事業】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
利用者数(人/年)	481	921	703	1,073	379

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業はほとんど利用がない状態です。

【病児・病後児保育事業】

	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
延べ利用者数(人日/年)	0	0	1	0	75

①放課後児童クラブ事業

放課後児童クラブ事業は、低学年・高学年どちらも年々増減を繰り返しながら推移していますが、見込みよりも多くの方が利用しています。

【放課後児童クラブ事業】

市全域		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年 度)
低学年	利用者数(人/年)	400	389	387	407	299
	実施箇所(箇所)	13	13	13	11	9
高学年	利用者数(人/年)	213	232	206	212	77
	実施箇所(箇所)	13	13	13	11	9

吉田区域		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年 度)
低学年	利用者数(人/年)	159	144	149	154	108
	実施箇所(箇所)	4	4	4	4	2
高学年	利用者数(人/年)	59	78	66	79	28
	実施箇所(箇所)	4	4	4	4	2

八千代区域		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年 度)
低学年	利用者数(人/年)	43	44	53	60	32
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
高学年	利用者数(人/年)	21	19	23	20	5
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2

美土里区域		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年 度)
低学年	利用者数(人/年)	48	45	41	40	48
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
高学年	利用者数(人/年)	43	43	34	32	9
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1

高宮区域		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年 度)
低学年	利用者数(人/年)	31	38	31	27	23
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2
高学年	利用者数(人/年)	21	19	17	20	5
	実施箇所(箇所)	2	2	2	2	2

甲田区域		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年 度)
低学年	利用者数(人/年)	66	71	68	72	42
	実施箇所(箇所)	3	3	3	1	1
高学年	利用者数(人/年)	38	37	36	44	22
	実施箇所(箇所)	3	3	3	1	1

向原区域		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	量の見込み (令和元 (2019)年 度)
低学年	利用者数(人/年)	53	47	45	54	37
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
高学年	利用者数(人/年)	31	36	30	17	11
	実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1

(2)その他の事業の状況

①園庭開放実施の状況

園庭開放は 15 か所で実施されており、平成 26 (2014) 年度から平成 27 (2015) 年度にかけて参加者が大幅に増加し、その後も多くの人に参加しています。

【園庭開放の実施状況】

	平成 26 (2014)年度	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度
延べ参加者数(人)	469	1,050	971	771	942
実施箇所(箇所)	15	15	15	15	15
実施日数(日)	328	381	385	395	396

②放課後子ども教室の状況

本市の放課後子ども教室の利用児童数は、減少傾向に推移しており、平成 30 (2018) 年では 422 人と最も少なくなっています。

【放課後子ども教室の状況】

	平成 27(2015) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度
利用児童数 (年間延べ人数)(人)	1,105	551	470	422
実施施設数(箇所)	1	1	1	1

③こども発達支援センター

平成 28 (2016) 年度からは発達相談の件数は、減少し、4 か月児相談や個別相談でのマッサージ件数が増加しています。

【こども発達支援センター利用】

	平成 27(2015) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度
発達相談(件)	56	65	50	35
身体調和マッサージ(件)	83	97	117	89
保育所・幼稚園支援(人)	106	80	79	37
保育所・幼稚園支援(園)	32	31	33	15
親子教室(回数)	87	106	86	101
親子教室参加(組)	429	571	441	550
4か月児相談(組)		103	108	96

④母子保健事業の状況

乳幼児一般健康診査や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査はほとんどの人が受診しています。

【母子保健の状況】

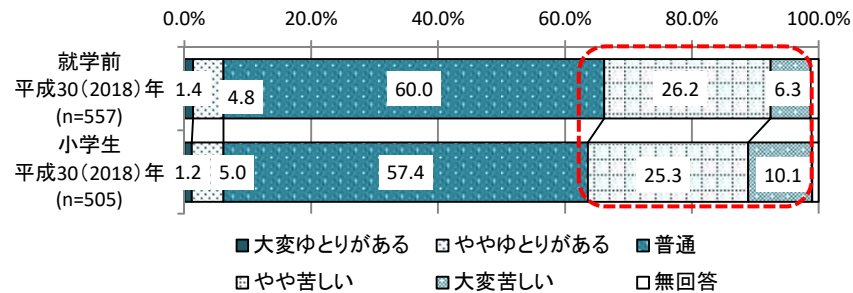
		平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度
母子健康手帳交付数	交付数(人)	180	157	157	140	125
妊婦一般健康診査	延べ受診人数(人)	2,146	1,792	1,103	1,841	1,430
乳幼児一般健康 診査(前期・後期)	対象者(人)	570	471	492	432	432
	受診者(人)	492	441	420	397	380
	受診率(%)	86.3	93.6	86.4	91.9	88.0
1歳6か月児 健康診査	対象者(人)	183	196	183	157	151
	受診者(人)	180	187	176	146	145
	受診率(%)	98.4	95.4	96.2	93.0	96.0
	歯科健康診査有病 者率(%)	2.7	0.0	1.1	0.0	0.0
3歳児健康診査	対象者(人)	239	196	190	188	197
	受診者(人)	211	190	183	179	185
	受診率(%)	88.3	96.9	96.3	95.2	93.9
	歯科健康診査有病 者率(%)	17.6	15.9	14.2	12.3	11.9
家庭訪問件数	妊婦(件)	3	2	1	0	10
	産婦(件)	193	156	164	142	145
	新生児・乳児(件)	211	155	165	161	156
	幼児(件)	19	4	1	0	17
マタニティセミナー 開催回数等	参加人数(人)	37	0	0	0	0
	年間実施回数(回)	12	0	0	0	0
乳幼児健康教室	年間実施回数(回)	28	29	21	24	24
育児相談	乳幼児延人数(人)	878	801	492	546	622
	年間実施回数(回)	23	34	24	24	24
	実施会場数(会場)	1	1	1	1	1

6 子育て支援に関するアンケートの調査結果

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

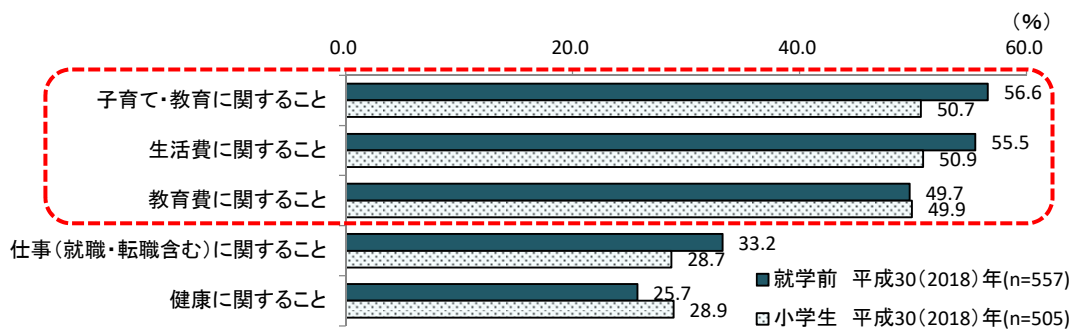
①現在の暮らし向き

現在の暮らし向きについて、「普通」がおよそ6割を占めていますが、およそ3割が「やや苦しい」と「大変苦しい」と回答しています。



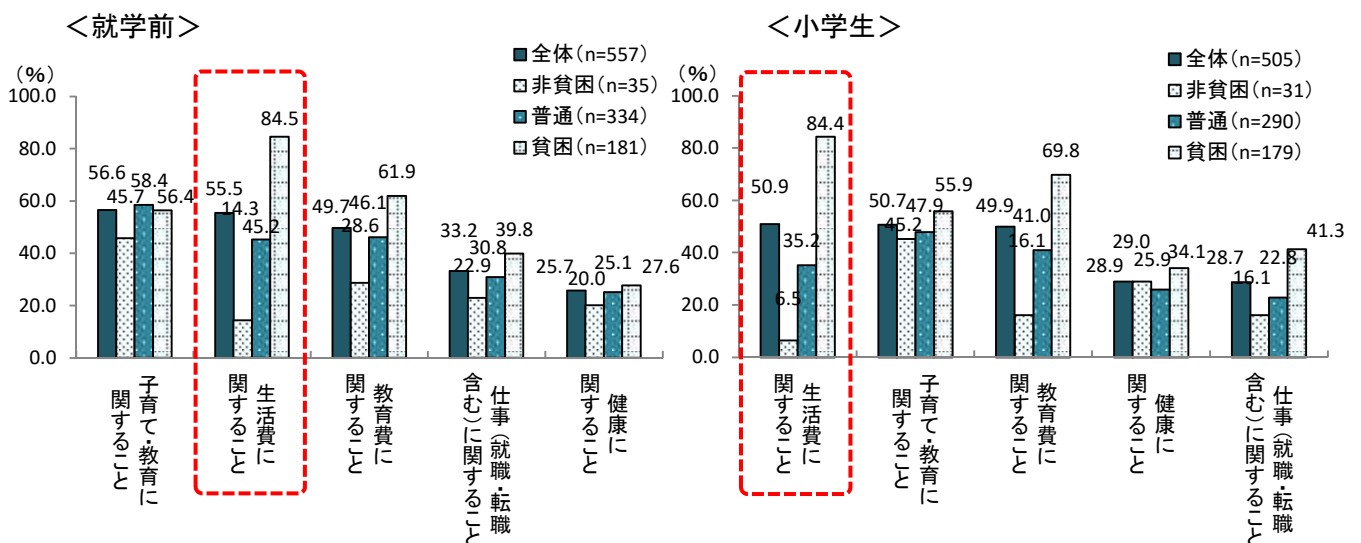
②生活するうえでの不安や悩み(上位5位)

生活するうえでの不安や悩みは、「子育て・教育」や「生活費」、「教育費」が主となっています。



③現在の暮らし向きと生活での不安や悩み(上位5位)

現在の暮らし向きと生活での不安や悩みについて、貧困と思われる世帯では就学前・小学生ともに「生活費に関すること」に不安や悩みを抱える人が多くなっています。

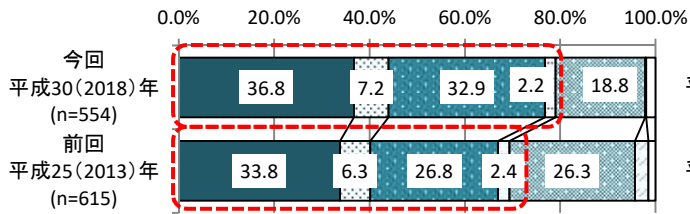


※非貧困…大変ゆとりがある、ややゆとりがある ※貧困…やや苦しい、大変苦しい

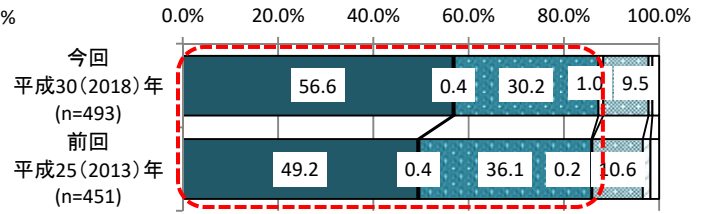
(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親の就労は、フルタイム、パート・アルバイトに関わらず現在就労している割合が平成25（2013）年時と比べて上昇しています。

<就学前>



<小学生>

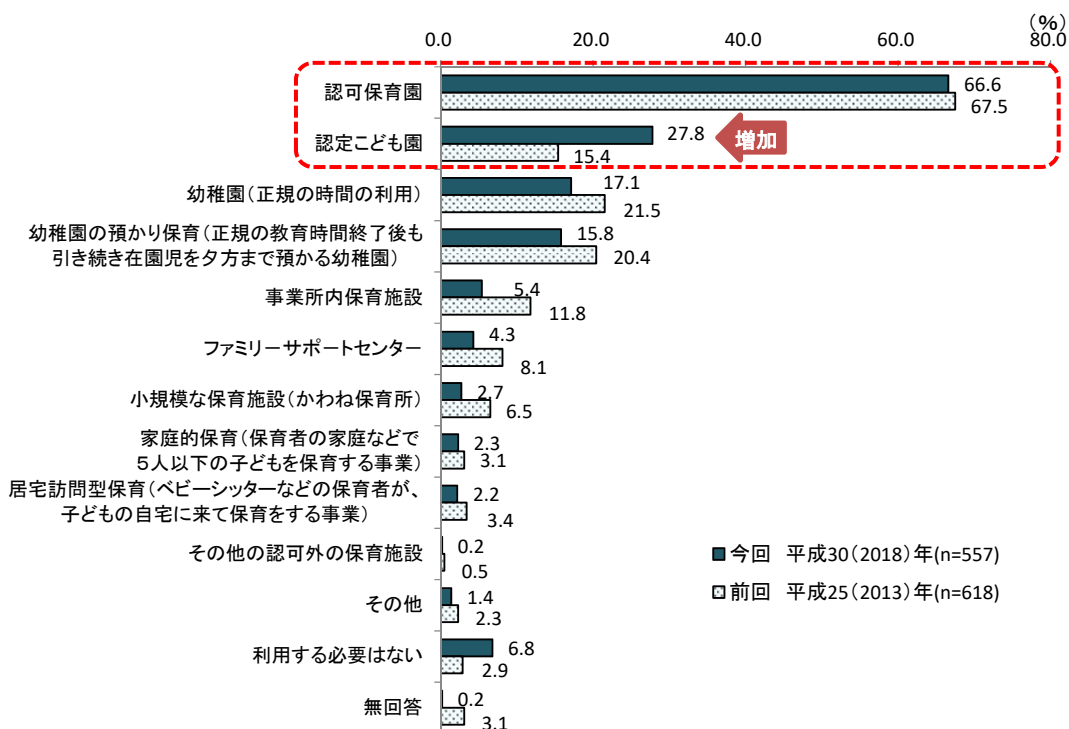


- フルタイムで就労している
- フルタイムで就労している【産休・育休・介護休業中】
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労している
- パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)で就労している【産休・育休・介護休業中】
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

(3) 平日の教育・保育事業について(就学前)

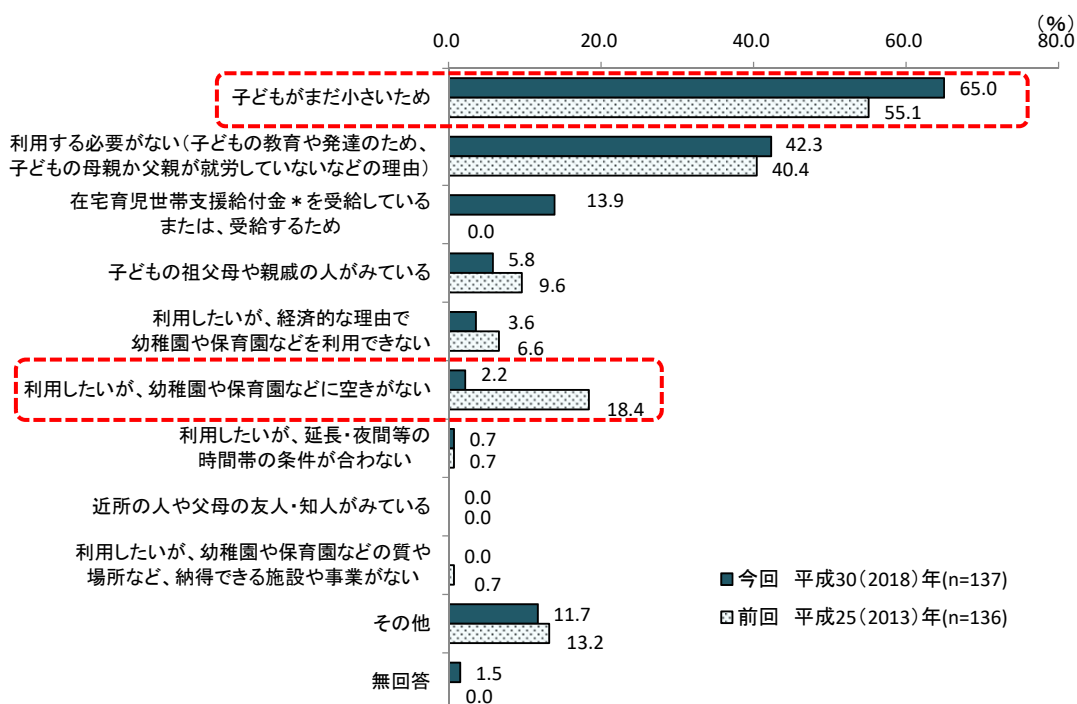
①平日、定期的にご利用したい施設や事業

平日に定期的にご利用したい施設や事業は、「認可保育園」が6割である一方、「認定こども園」が平成25(2013)年時と比べて12.4ポイント増加しています。



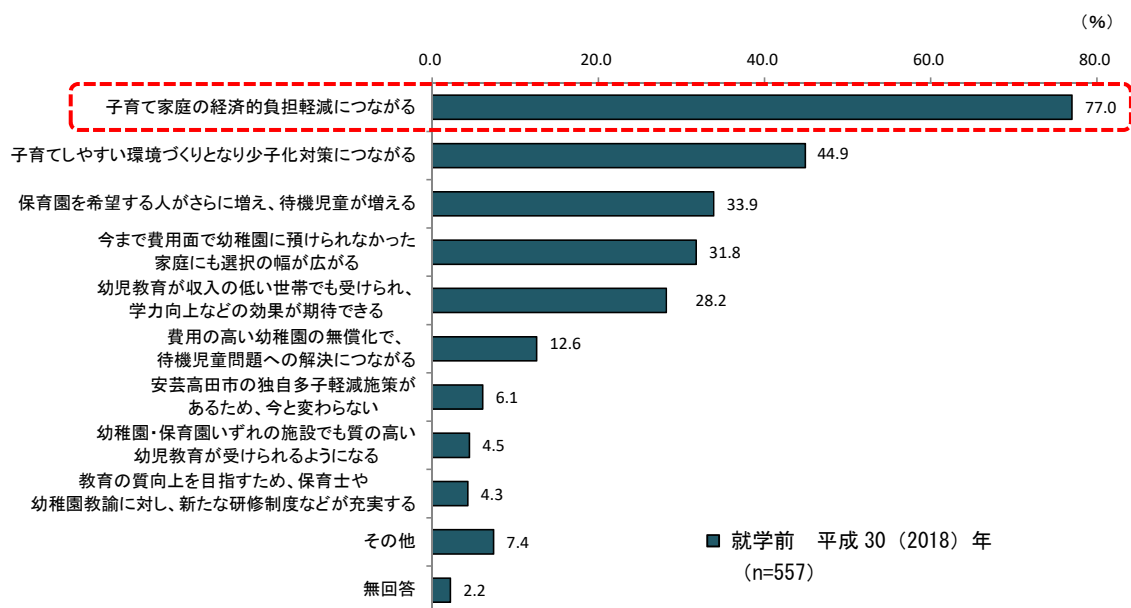
②教育・保育事業を利用しない理由

教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が6割以上で、平成25(2013)年時より上昇しています。一方で、「利用したいが、幼稚園や保育園などに空きがない」は前回調査時より16.2ポイント減少しています。



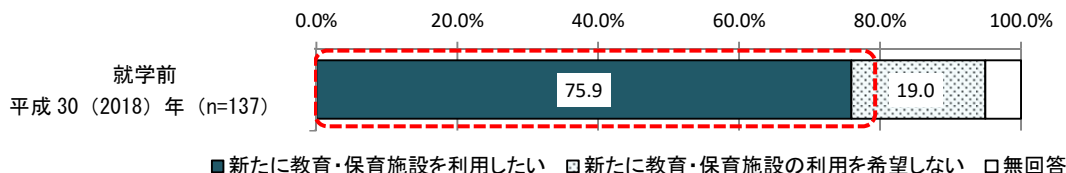
③無償化による幼児教育・保育への影響や効果

無償化による幼児教育・保育への影響や効果について、「子育て家庭の経済的負担軽減につながる」がおよそ8割と最も高くなっています。

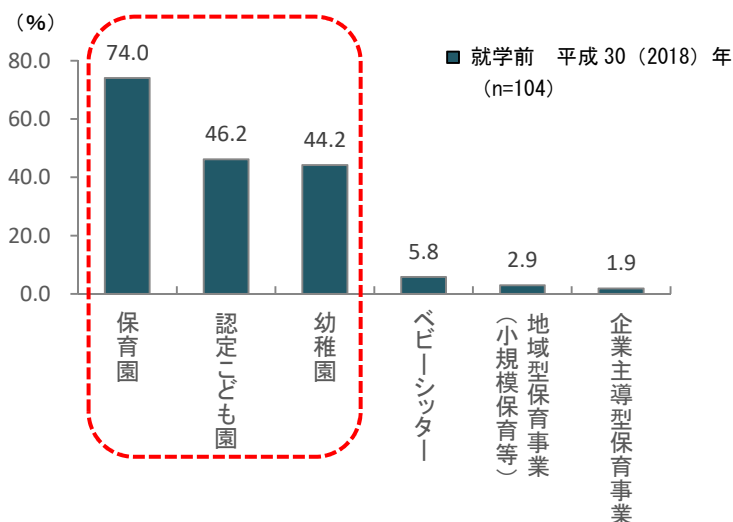


④新たな教育・保育施設の利用希望

現在、教育・保育施設を利用していない人が、無償化が実施された場合に利用したいと希望する人が7割以上であり、その多くが「保育園」の利用を希望しています。



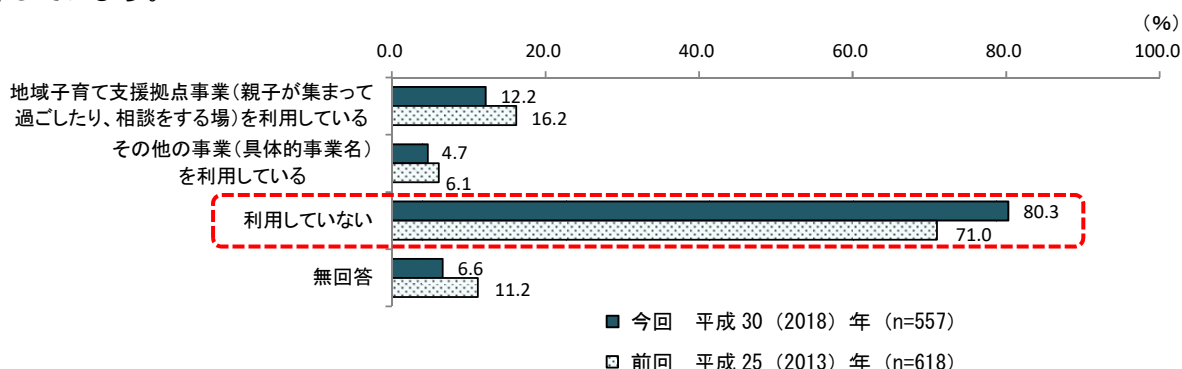
新たに教育・保育施設を利用したい人の希望



(4) 地域子ども・子育て支援拠点事業について(就学前)

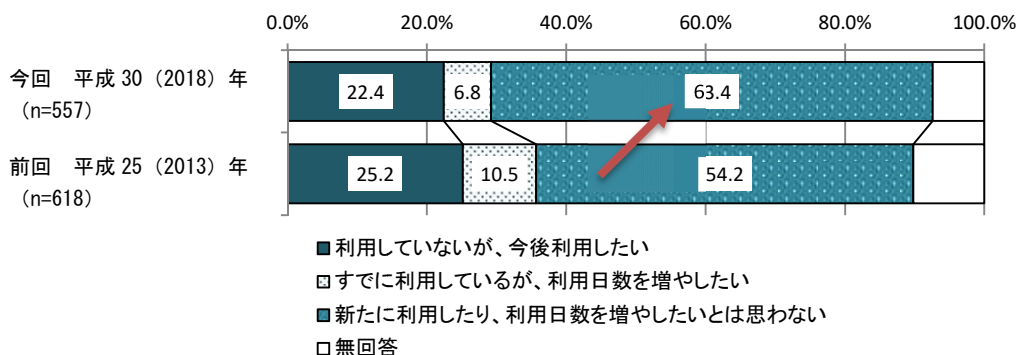
①利用状況

地域子ども・子育て支援拠点事業は、「利用していない」が8割と高く、平成25(2013)年時より上昇しています。



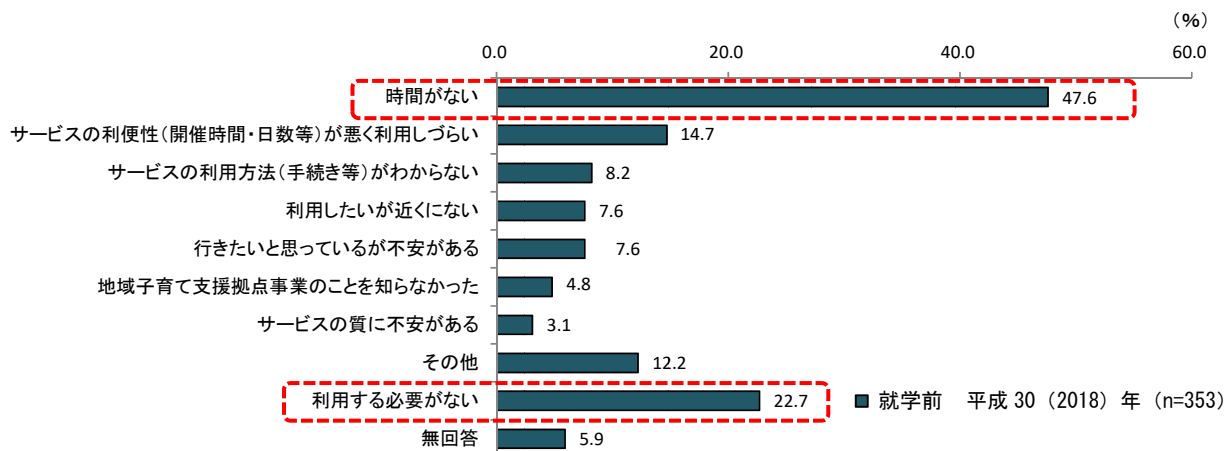
②今後の利用希望

今後の利用や回数について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が6割以上と最も高く、平成25(2013)年時より増加しています。



③利用したくない理由

利用したくない理由は、「時間がない」が4割、「利用する必要がない」が2割となっています。



(5) 子育て支援サービスについて

①認知度

就学前の保護者には、『妊婦健康診査・歯科検診』や『赤ちゃん訪問』がほとんどの人に知られている一方で、『療育教室』や『地域未来塾（学習に特化した放課後子ども教室）』を知らない人が7割以上となっています。

小学生の保護者には、『保育園等 園庭開放』や『放課後児童クラブ』がほとんどの人に知られている一方、『子育て応援券』や『在宅育児世帯支援給付金』を知らない人が6割以上となっています。

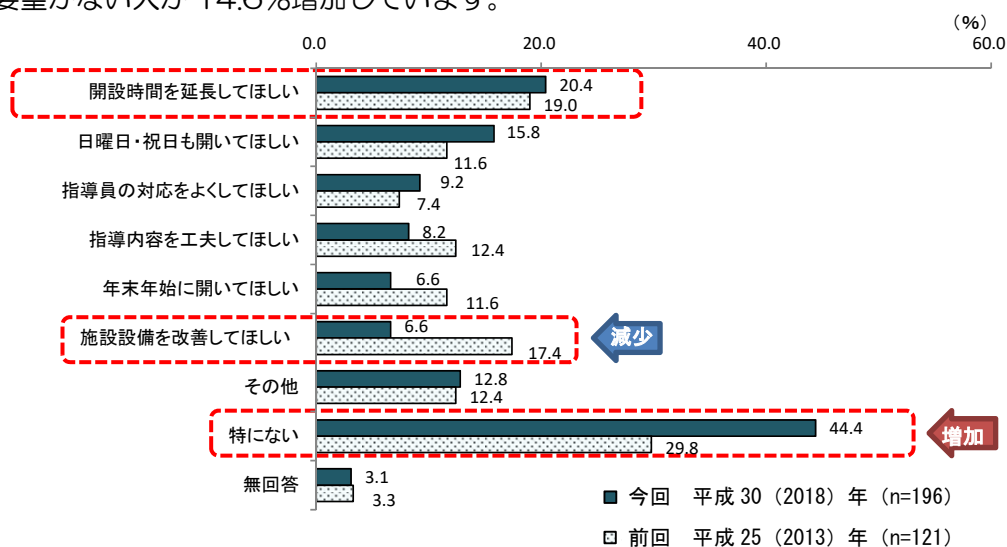
サービス名	年齢	事業名も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	全く知らない
子育て総合相談	就学前(%)	31.4	45.8	18.9
	小学生(%)	30.7	45.3	18.8
地域子育て支援センター	就学前(%)	37.5	41.7	17.6
	小学生(%)	31.3	46.9	18.2
子育てサークル	就学前(%)	45.2	38.6	13.3
	小学生(%)	40.6	40.0	14.9
妊婦健康診査・歯科検診	就学前(%)	84.9	9.2	2.5
	小学生(%)	61.2	22.0	12.9
妊婦健康相談	就学前(%)	65.9	23.7	7.4
	小学生(%)	52.3	26.7	16.8
母乳相談・育児相談	就学前(%)	79.9	14.4	2.9
	小学生(%)	63.4	20.4	12.1
赤ちゃん訪問	就学前(%)	87.6	7.0	2.9
	小学生(%)	62.8	17.6	15.6
保育園等 園庭開放	就学前(%)	82.8	11.7	3.2
	小学生(%)	79.0	11.5	5.1
幼稚園 園庭開放	就学前(%)	69.1	20.6	6.6
	小学生(%)	72.5	15.4	8.3
親子交流会・親子体操	就学前(%)	52.4	32.9	11.7
	小学生(%)	34.5	35.8	25.3
療育教室	就学前(%)	24.4	33.9	38.2
	小学生(%)	20.6	33.1	42.2
すくすく離乳食教室	就学前(%)	66.8	22.3	7.7
	小学生(%)	39.8	29.3	26.5
ファミリー・サポート・センター事業・一時預かり・病後児預かり	就学前(%)	50.1	35.4	11.5
	小学生(%)	46.9	34.7	14.7
子育て応援券	就学前(%)	39.3	22.3	35.2
	小学生(%)	9.1	21.4	65.1
在宅育児世帯支援給付金	就学前(%)	33.6	21.4	42.0
	小学生(%)	9.3	19.8	66.3
放課後児童クラブ	就学前(%)	68.2	24.8	4.3
	小学生(%)	87.1	7.7	1.8
地域未来塾	就学前(%)	20.3	19.2	57.5
	小学生(%)	51.5	27.3	17.6

(6) 放課後児童クラブの利用について(小学生)

①放課後児童クラブに対する要望

放課後児童クラブに対する要望として、「開設時間を延長してほしい」が2割となっています。

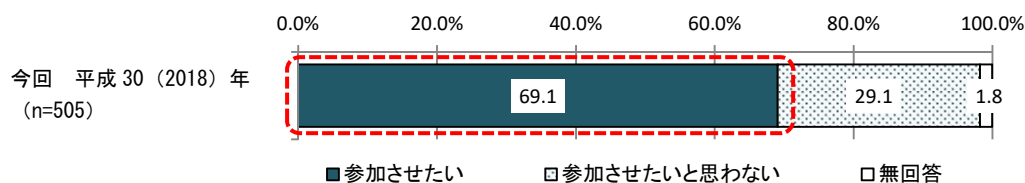
また、平成 25 (2013) 年時と比べて「施設設備を改善してほしい」が 10.8%減少しており、特に要望がない人が 14.6%増加しています。



(7) 地域未来塾(学習に特化した放課後子ども教室)について(小学生)

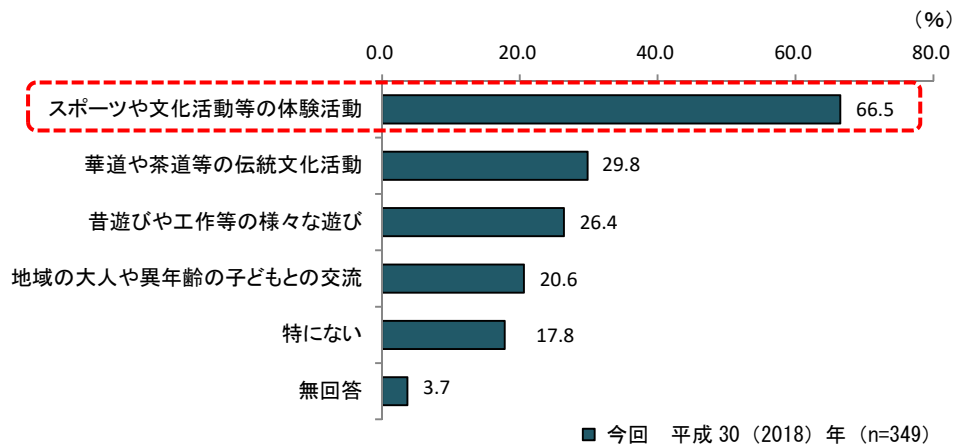
①参加希望

地域未来塾の参加希望について、「参加させたい」がおよそ7割となっています。



②学習以外で希望する活動

学習以外で希望する活動は、「スポーツや文化活動等の体験活動」がおよそ6割以上となっています。

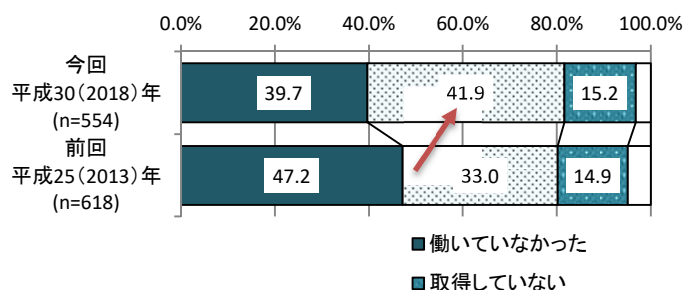


(8) 育児休業取得について

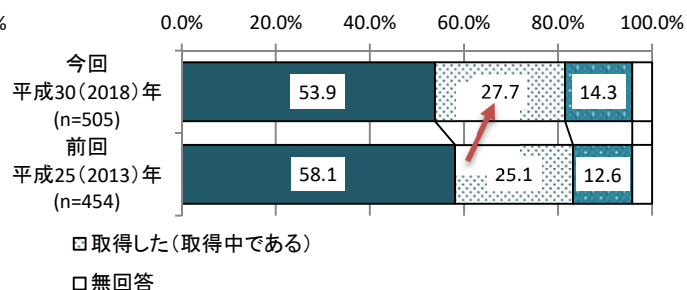
①母親の育児休業取得状況

就学前児童の母親は41.9%、小学生の母親は27.7%が育児休業を「取得した」と回答しており、平成25（2013）年時に比べて取得した割合が上昇しています。

<就学前>

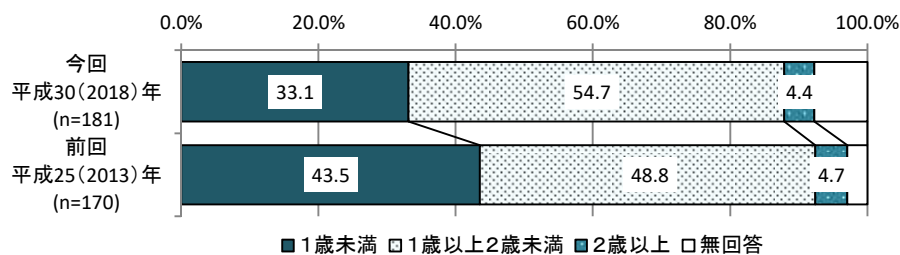


<小学生>



②母親が育児休業からの復帰した時の子どもの年齢(就学前)

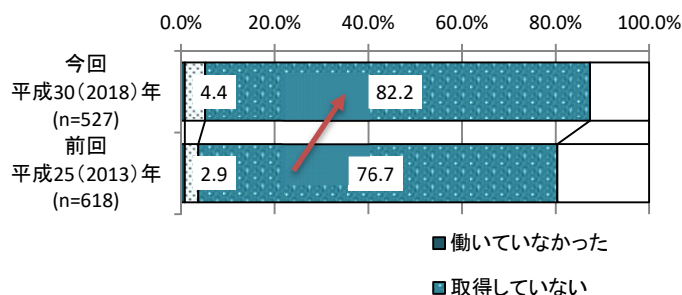
育児休業から復帰した時の子どもの実際の年齢は、平成25（2013）年時に比べると「1歳未満」が大きく減少し、「1歳以上2歳未満」が上昇しています。



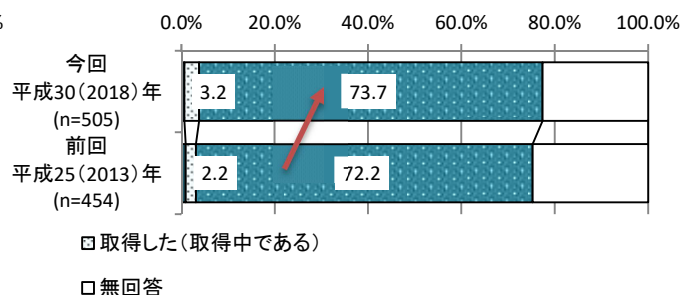
③父親の育児休業取得状況

父親の育児休業取得率は、平成25（2013）年時に比べて就学前児童の父親の「取得していない」の回答が上昇しています。

<就学前>



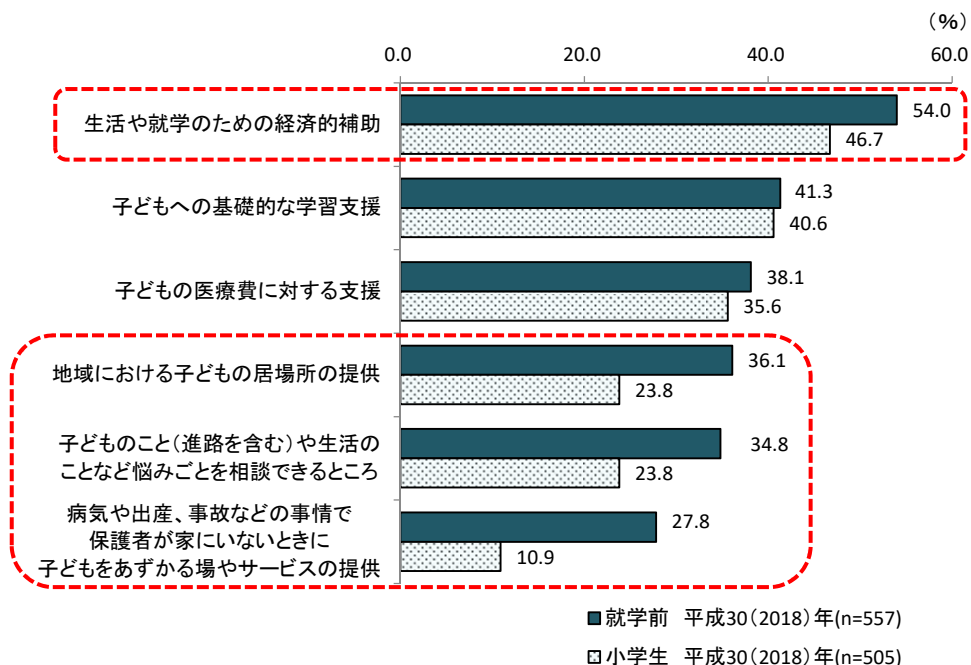
<小学生>



(9) 子育て全般について

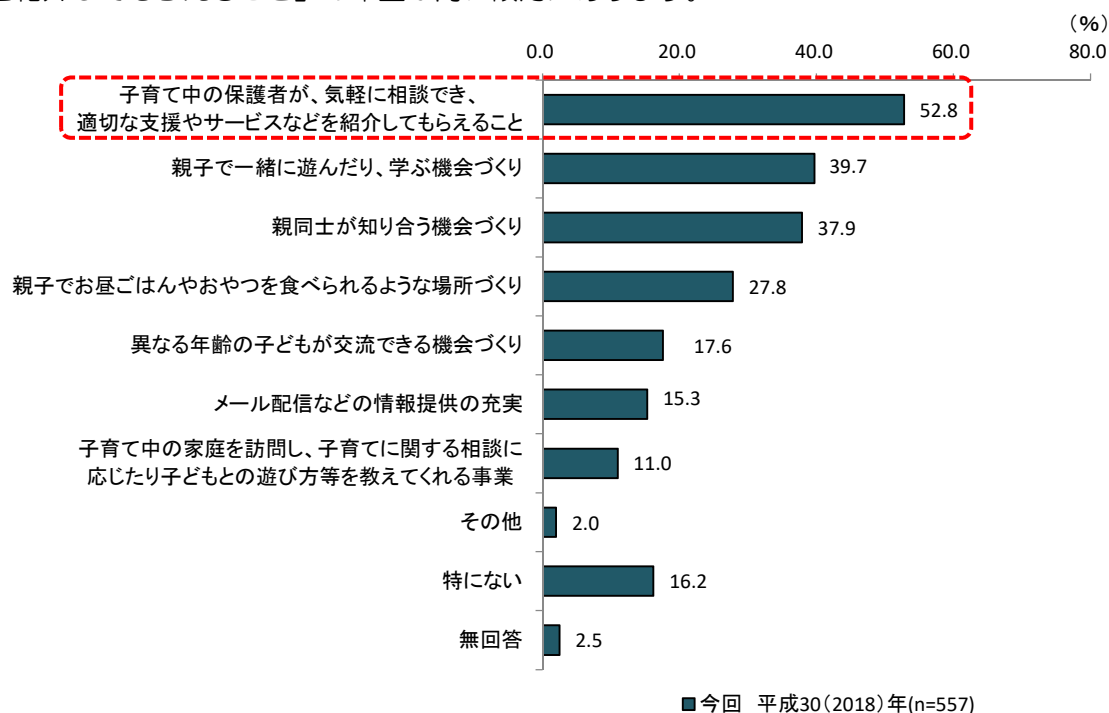
①現在または将来にあるとよい支援(上位6位)

保護者が求める支援は、「生活や就学のための経済的補助」が最も高くなっています。一方で、「地域における子どもの居場所の提供」と「子どものこと(進路を含む)や生活のことなど悩みごとを相談できる場所」、「病気や出産、事故などの事情で保護者が家にいないときに子どもをあずかる場やサービスの提供」が、就学前は小学生に比べて10ポイント以上多くなっています。



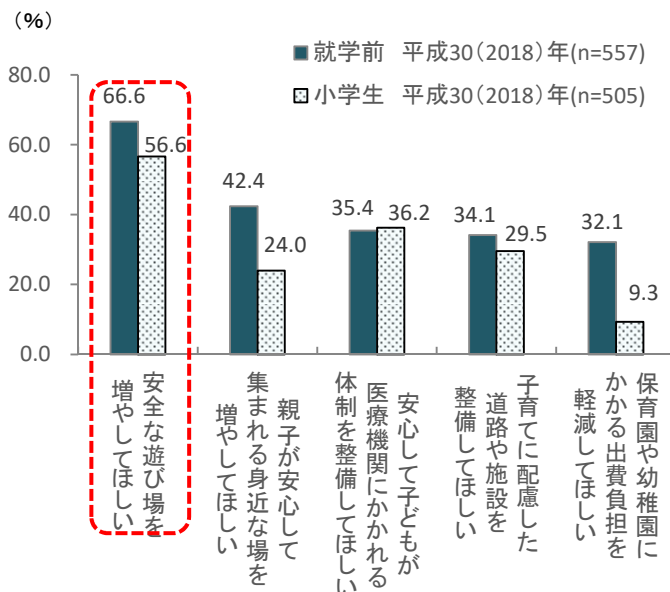
②周囲(身近な人、行政担当者など)からして欲しいサポート(就学前)

周囲のサポートとしては、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」の希望が高い傾向にあります。



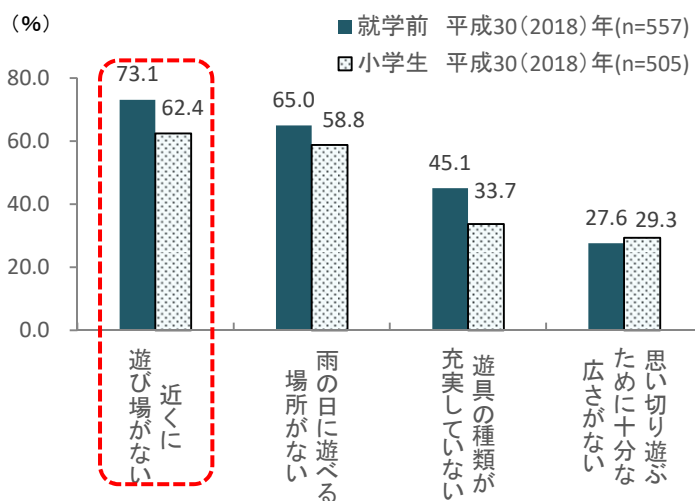
③充実させて欲しい子育て支援(上位5位)

充実させて欲しい子育て支援について、就学前・小学生ともに「安全な遊び場を増やしてほしい」が最も高くなっています。



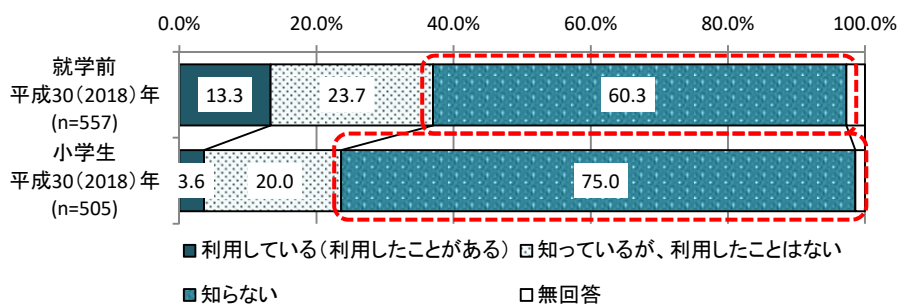
④家の近くの子どもの遊び場に日頃感じること(上位4位)

家の近くの子どもの遊び場に日頃感じることについて、「近くに遊び場がない」が最も回答している人が多くなっています。



⑤「安芸高田市こども発達支援センターおひさま」について

「安芸高田市こども発達支援センターおひさま」の認知度は「知らない」が就学前・小学生ともに6割以上と認知度が低くなっています。



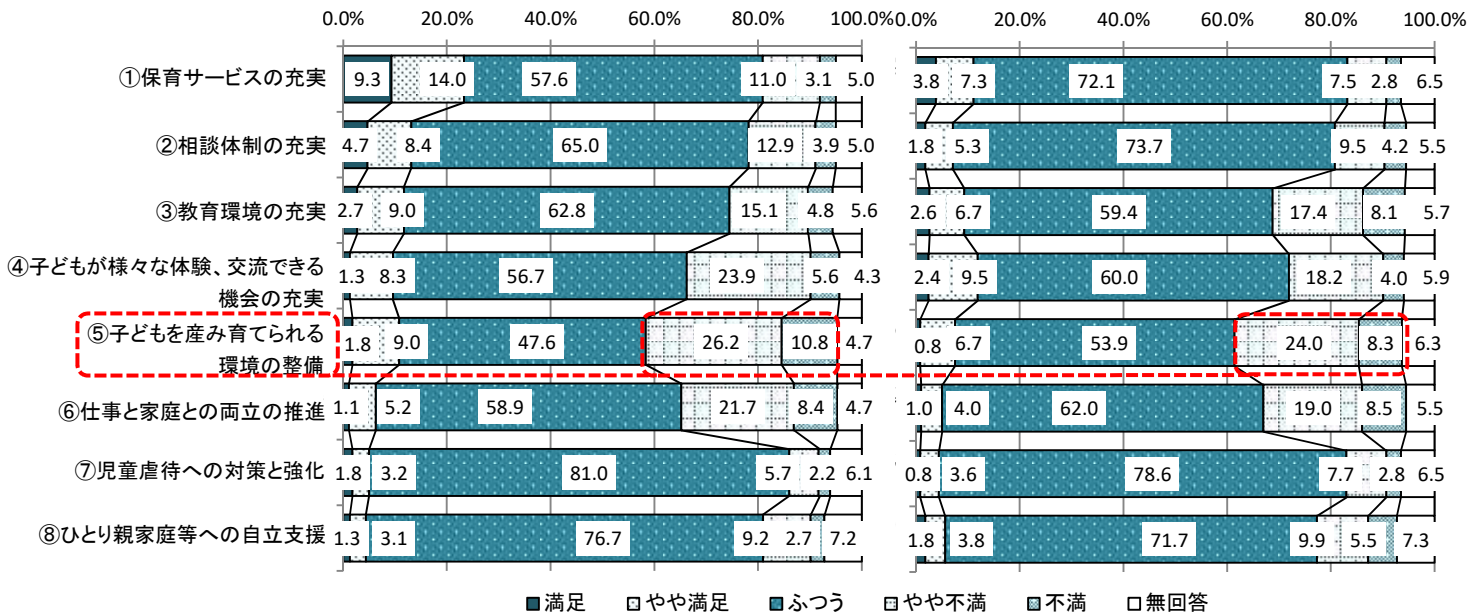
⑥子育て環境の現状の満足度

子育て環境の満足度について、各項目の満足度は就学前・小学生ともに満足していると回答した人は、少ない傾向にあります。

また、就学前・小学生ともに「子どもを産み育てられる環境の整備」が不満だと回答する人が最も高くなっています。

<就学前>

<小学生>

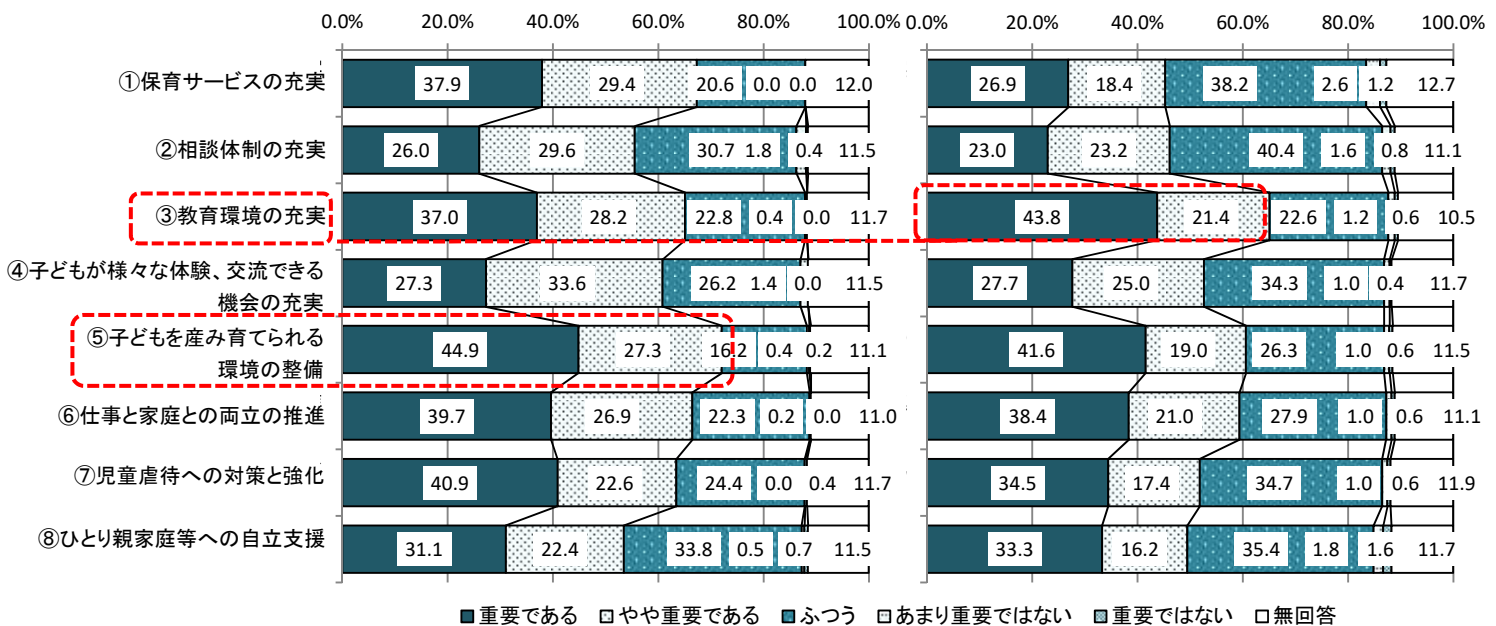


⑦環境の現状の重要度

現状の重要度について、就学前は「子どもを産み育てられる環境の整備」が最も多くなっていますが、小学生は「教育環境の充実」が6割以上で最も多くなっています。

<就学前>

<小学生>



7 課題と計画の評価

(1)教育・保育施設について

- ・認可保育園の利用がほとんどを占めているが、認定こども園を希望する人も増加している。幼稚園や保育園の空きが無かったという人は平成 25（2013）年時より大きく減少した。
- ・多くの保護者が保育料の無償化が経済的負担の軽減につながると考え、無償化が実施されれば保育事業を活用し、就労することを希望している人も多い。

→子どもを預けて働く人の増加や、認定こども園の利用希望が増えることを見込み、各施設の整備や人員配置を検討する必要があります。

(2)子育て支援事業について

- ・ファミリー・サポート・センター事業・一時預かり・病後児預かり事業、地域未来塾などを知らない保護者が多く、また、ファミリー・サポート・センター事業の利用者数は減少傾向にある。
- ・小学生の保護者は、放課後児童クラブは開設時間の延長の希望が多いが、平成 25（2013）年度に比べて、放課後児童クラブに対しての不満は減少している。

→子育て支援サービス、事業を知らない人が多く、支援を必要とする人が利用できていない可能性があるため、事業内容の周知が必要です。
また、地域住民が子育てに参加する意欲を醸成し、協力してくれる人を増やすことが望まれます。

(3)相談先について

- ・地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）を利用していない人が平成 25（2013）年に比べて増加しており、事業の内容を知らない人が半数以上の割合となっている。その一方で、親同士や子ども同士が交流できる機会や場所を望む保護者が多い。
- ・子育ての悩みに関する相談先として、子育て支援センターや市役所があまり活用されていない。
- ・本市では利用者支援事業を実施していない。

→子育て支援センターにより多くの人を訪れたり、相談先として活用できるよう周知を進めること、様々な活動の拠点として機能することが必要です。

(4)子どもの貧困について

- ・経済的に生活が苦しい家庭が3割以上あり、その家庭では、生活費や教育費だけでなく、子育て・教育に関しても不安や悩みを抱えている傾向にある。
- ・生活が困難な家庭の子どもは、早い学年から授業の理解に課題を抱えていることや、習い事や塾に行けない割合が高い。

→経済的な支援を行うだけでなく、子育て・教育関係の支援やサポートを親子それぞれが必要としています。

(5) 妊娠・出産の環境について

- ・出生数が年々減少しており、他市町からの転入者よりも転出者の方が多く人口動態の減少が続いている。
- ・母子保健事業では、各種健康診査の受診率は高い一方で、マタニティセミナーが近年未実施であり、育児相談の参加延べ人数は、平成 28（2016）年よりやや減少傾向にある。
- ・およそ 3 割の保護者が妊婦健康相談やすすく離乳食教室の事業の内容を知らない。

→既に実施している事業について、その内容を周知するとともに、安芸高田市で子どもを産み、育てたいと思う環境づくりが必要です。

(6) 子育てと仕事の両立について

- ・安芸高田市の女性就業率はほとんどの年齢層で広島県を上回っており、出産・子育ての年齢層でも就業率が落ち込むことなく推移している。
- ・平成 25（2013）年時と比較して、就労している母親が増加しており、母親の育児休暇取得率も上昇している。その一方で、父親の育児休取得率は減少している。

→女性の就労や育児休業の利用が進み、働きながら子育てしやすい環境づくりが進んでいます。今後は男性も育児に参加できるよう企業の理解促進や参加意識の醸成が必要です。

(7) 子どもの居場所について

- ・地域で子どもが安心して過ごすことが出来る場所を求めるニーズは、平成 25（2013）年時と変わらず強い。近くに安心して遊べる場所がないという不満や、天候に左右されることなく安全・安心な遊び場を増やして欲しいという希望が挙げられている。
- ・15 か所の幼稚園、保育園で園庭開放を実施しており、平成 30（2018）年は延べ参加者数が 942 人と近年で最も多く活用された。
- ・放課後児童クラブの利用者は横ばい傾向にあり、放課後子ども教室の利用者は横ばいで推移しています。

→園庭開放を実施し、多くの子どもが活用できていますが、近くに安心して遊べる場のニーズを解消するには至っていません。児童クラブの整備や、地域の人々の見守りにより安心して活動できる場を作ることが必要です。

(8) 支援が必要な家庭について

- ・ほとんどの保護者が「子どもの病気や発育・発達に関すること」の悩みを抱えている。
- ・安芸高田市こども発達支援センターや療育相談事業の認知度が低く、こども発達支援センターで実施している発達相談の利用者数は年々減少しているが平成 28（2016）年度より 4 か月児相談で身体調和マッサージを希望者に始めたことで、保護者が体の発達について関心をもちマッサージの利用人数は増えている。

→発育・発達に不安、関心を持っている人が、こども発達支援センターや相談事業を知り、活用できるように、健診やイベント、保育園、幼稚園等、様々な機会・場所でどんな悩みでも気軽に相談ができるということの周知が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、上位計画である「第2次安芸高田市総合計画（計画期間平成27（2015）～令和6（2024）年度）」において、将来像を『人がつながる田園都市 安芸高田』と掲げ、施策目標として「学校教育の充実と生涯学習の推進」「子育て支援と就学前教育の充実」を目指しています。

「第1次計画」では、基本理念を「こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田」とし、地域・家庭・行政の協働により、次世代を担うすべての子どもと子育て世帯のための充実した環境づくりを推進してきました。

本計画においても、地域・家庭・行政が協働することで、子育て環境づくりを進めます。また、安芸高田市で生まれた子が、地域で健やかに成長し、親となって子どもを育て、未来に続いていくことを目指し、本計画の基本理念は前回は踏襲し「こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田」と定めます。

こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田

第2次安芸高田市総合計画	将来像 『人がつながる田園都市 安芸高田』
	目指す都市像 『人が集い育つまちづくりへの挑戦』 『安心して暮らせるまちづくりへの挑戦』 『地域資源を活かしたまちづくりへの挑戦』
子ども・子育て支援法に基づく基本理念	子どもの最善の利益が実現され、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、地域で安心して子育て・子育てができる環境が整備された子どもも親も輝く社会の実現
子ども・子育て支援事業計画における基本理念	こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田

2 計画の基本目標

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

多様化するライフスタイルに対応した教育・保育事業、子育て支援事業の充実を図るとともに、子どもの育ちを支援する人の専門性、教職員の資質の向上による教育・保育の質の向上を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担を軽減するための助成を行うとともに、経済的に困窮な家庭に対し、教育、健康など様々な面から支援を行います。

これらのサービス、支援を必要とする人が活用できるように、情報提供を充実します。

基本目標2 地域で支える子育て環境の整備

子育て支援センターを中心に、様々な主体が子育て家庭とつながり、必要に応じて支援ができるよう子育て支援ネットワークを形成します。

また、保護者が仕事と生活をバランスよく両立し、育児の喜びを共有しながら子育てに取り組むことができるように、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

地域で子どもが安心して過ごせる場所や公園等の整備に努め、交通事故や犯罪などの被害にあうことのない安心安全な地域づくりを目指します。また、近年の災害を受け、災害時における避難や安全の確保に努めます。

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

安心して妊娠・出産ができるよう母子保健事業を引き続き、充実します。また、妊娠から子育て時期までライフステージに応じた切れ目ない支援を行うため、子育て支援センターやその他の相談窓口の情報提供や利用しやすさ、利用のきっかけづくりを進めます。

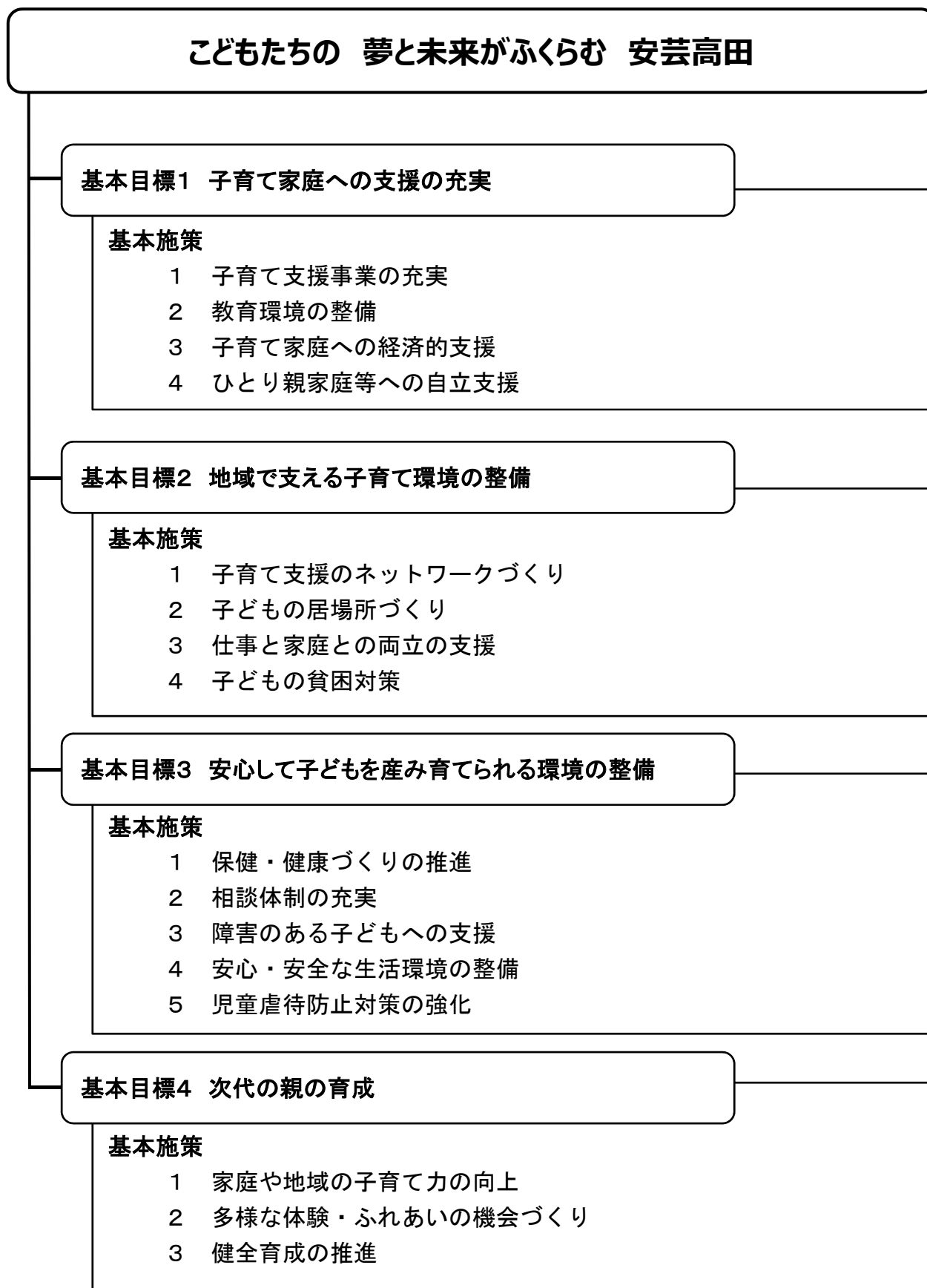
また、児童虐待の早期発見・対応や、障害のある子どもへの早期療育ができるよう関係機関との連携を深め、地域全体で見守る環境づくりに努めます。

基本目標4 次代の親の育成

子ども一人ひとりの個性を大切にし、互いを尊重する人間性を養い、子どもの「生きる力」を育む環境づくりを目指します。地域で多様な体験活動や交流活動等を行い、世代間のつながりの形成や、若い世代における子育てや家庭の大切さの理解を深めます。

次代を担う若い世代が、結婚や妊娠、出産、子育てを身近なものとして考えたり、支え合いに参加できるように、子どもと接する機会や子育てを学べる場づくりを進めます。

3 施策の体系



第4章 事業量の見込みと確保方策

1 区域設定の考え方

- 区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に依じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という）を定める必要があります。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定します。
- 旧町単位、地区単位、中学校単位、小学校単位など、ニーズ調査結果等を分析して、比較検討します。
- 本市では、第1次計画から引き続き、市全域を1つの教育・保育の提供区域とします。

2 保育の必要性の認定

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育の必要性あり)	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育園 認定こども園 小規模保育事業

3 教育・保育の見込みと提供体制

○これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定します。

○教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

■提供体制の確保内容(確保方策)

(教育・保育施設) 幼稚園、保育園、認定こども園
 (地域型保育事業) 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

【市全域】

※①②については、次の数値を記載している。

①量の見込み
 ニーズ調査によって得られた量の見込みから、3号認定の量の見込みを精査した数値を記載しています。

②確保内容
 参考として令和元(2019)年10月1日現在の保育園の入所児童数の合計、幼稚園の定員数を記載しています。

提供区域	年度 (西暦)	項目	1号認定	2号認定		3号認定	
				教育ニーズ	保育	1・2歳児	0歳児
市全体	令和2 (2020)年度	見込み①(人)	68	24	437	209	44
		確保の内容②(人)	149		515	270	48
		差引②-①(人)	0		0	0	0
	令和3 (2021)年度	見込み①(人)	64	23	411	206	43
		確保の内容②(人)	144		515	270	48
		差引②-①(人)	0		0	0	0
	令和4 (2022)年度	見込み①(人)	63	22	403	202	42
		確保の内容②(人)	141		515	270	48
		差引②-①(人)	0		0	0	0
	令和5 (2023)年度	見込み①(人)	60	21	388	197	41
		確保の内容②(人)	139		515	270	48
		差引②-①(人)	0		0	0	0
	令和6 (2024)年度	見込み①(人)	59	21	380	194	39
		確保の内容②(人)	137		515	270	48
		差引②-①(人)	0		0	0	0

3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」は次のとおりです。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①3号認定確保量(人)	318	318	318	318	318
②0～2歳児童数(人)	253	249	244	238	233
保育利用率(①/②)(%)	125.6	125.6	125.6	125.6	125.6

4 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園への移行に必要な支援と認定こども園の普及に係る基本的な考え方

○認定こども園は幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ施設です。利用者の就労状況に関わらず利用できるため、保護者の就労状況等に変化があった場合も、継続して利用するという利点があります。中でも幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する”単一の施設”として制度が設計されています。

○認定こども園への移行は、利用者ニーズを踏まえた上で、各幼稚園や保育園の設置者が判断することとなりますが、現在の幼稚園や保育園が認定こども園に移行するには、既存施設の改修や整備、職員体制の確保等が必要です。

○本市においては、八千代町・吉田町以外は認定こども園への移行が完了しています。既存の幼稚園や保育園が認定こども園への移行を希望する場合は、円滑に移行できるように情報提供等支援を行います。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元（2019）年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定こども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握については、認可権限や指導監督権限を持つ広島県による立ち入り調査等にも同行するなど、広島県と常に連携しながら、特定こども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【市全域】

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(施設)	1	1	1	1	1
②確保の内容(施設)	1	1	1	1	1
②-①(施設)	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(人回/月)	1,171	1,147	1,125	1,101	1,074
②確保の内容(人回/月)	1,171	1,147	1,125	1,101	1,074
実施箇所(箇所)	6	6	6	6	6
②-①(人回/月)	0	0	0	0	0

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(人/年)	138	134	131	129	124
②確保の内容(人/年)	138	134	131	129	124
②-①(人/年)	0	0	0	0	0

【参考】妊婦健康診査(再掲)

	平成 27(2015) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度	量の見込み (令和元 (2019)年度)
受診実人数(人/年)	157	156	161	137	139

④乳児家庭全戸訪問事業

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(人/年)	138	134	131	129	124
②確保の内容(人/年)	138	134	131	129	124
②-①(人/年)	0	0	0	0	0

【参考】家庭訪問件数(再掲)

		平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度
家庭訪問件数	妊婦(件)	3	2	1	0	10
	産婦(件)	193	156	164	142	145
	新生児・乳児(件)	211	155	165	161	156
	幼児(件)	19	4	1	0	17

⑤養育支援家庭訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居住を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(人)	0	0	0	0	0
②確保の内容(人)	1	1	1	1	1
②-①(人)	0	0	0	0	0

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(人日/年)	19	18	18	17	17
②確保の内容(人日/年)	19	18	18	17	17
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(人日/年)	177	170	167	162	158
②確保の内容(人日/年)	177	170	167	162	158
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

【参考】ファミリー・サポート・センター実績(再掲)

	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
延べ利用者数(人日/年)	507	293	365	184

⑧-1 一時預かり事業(幼稚園・認定こども園における在園児を対象)

幼稚園もしくは認定こども園に入園している幼児を対象に、通常の教育時間後に預かり保育を行う事業です。

		令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の 見込み	1号(人日/年)	176	165	162	156	153
	2号(人日/年)	5,655	5,317	5,222	5,022	4,927
②確保の内容(人日/年)		5,831	5,482	5,384	5,178	5,080
②-①(人日/年)		0	0	0	0	0

⑧-2 一時預かり事業(保育所(園)・地域子育て支援拠点)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(人日/年)	484	463	455	441	431
②確保の内容(人日/年)	484	463	455	441	431
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

【参考】幼稚園の預かり保育の状況(再掲)

	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
延べ利用者数(人日/年)	4,526	4,157	4,779	3,396

【参考】一時保育(再掲)

	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
延べ利用者数(人日/年)	354	530	445	502

【参考】ファミリー・サポート・センター会員の推移(再掲)

【ファミリー・サポート・センター事業】

	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度
依頼会員数(人)	58	50	57	51
協力会員数(人)	88	61	50	51
両方会員数(人)	9	6	5	5
延べ利用者数(人日/年)	507	293	365	184

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

【市全域】

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の見込み(人日/年)	182	175	172	166	163
②確保の内容(人日/年)	182	175	172	166	163
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

【参考】延長保育(再掲)

	平成 27(2015)年度	平成 28(2016)年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度 量の見込み
利用者数(延べ人数/年)	481	921	703	1,073	379

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

	令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み(人日/年)	254	243	239	232	227
②確保の内容(人日/年)	254	243	239	232	227
②-①(人日/年)	0	0	0	0	0

⑪放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【市全域】

		令和2(2020) 年度	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度	令和6(2024) 年度
①量の見込み	1年生(人/年)	164	158	154	148	139
	2年生(人/年)	123	118	116	111	104
	3年生(人/年)	123	118	116	111	104
	4年生(人/年)	108	110	106	107	103
	5年生(人/年)	65	66	64	64	62
	6年生(人/年)	43	44	43	43	41
	計(人/年)	626	614	599	584	553
②確保の内容(人/年)		585	585	585	585	585
②-①(人/年)		-41	-29	-14	0	0

【参考】放課後児童クラブの状況(再掲)

市全域		平成 27(2015) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度
低学年	利用者数(人/年)	400	389	387	407
	実施箇所(箇所)	13	13	13	11
高学年	利用者数(人/年)	213	232	206	212
	実施箇所(箇所)	13	13	13	11

【参考】放課後子ども教室の状況(再掲)

	平成 27(2015) 年度	平成 28(2016) 年度	平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度
利用児童数 (年間延べ人数)(人)	1,105	551	470	422
実施施設数(箇所)	1	1	1	1

第5章 行動計画

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

基本施策1 子育て支援事業の充実

子どもの健やかな発達や成長を重視して、保護者が多様な施設・事業から教育・保育を選択できるように保育サービスの充実や、質の高い保育環境づくりを図ります。

事業	実施内容	方針	担当課
通常保育内容の充実	幼児期の発達に合わせた保育計画のもとに、豊かな人間性を持った子どもを育成するよう、きめ細かな保育の充実を図ります。また、職員及び保育士・調理士等に各種研修会等への参加を促し、保育の質の向上を図ります。	継続	子育て支援課
特別保育サービスの充実	延長保育、乳児保育、一時保育など、現在実施している特別保育事業のさらなる充実に努めるとともに、ボランティアをはじめとする地域住民、学校の児童・生徒などの協力を得ながら、豊かな社会性を育むことのできる保育を推進します。	継続	子育て支援課
病児保育サービスの充実	認定こども園内に開設した病児保育室において、病気回復期又は回復期に至らない場合の児童の一時預かり保育を実施し保育士・看護師が常駐することで、安全・安心な保育を行います。また、病児保育室の広報を行い、事業の周知を図ります。	継続	子育て支援課
保育所の施設整備	保育施設等の老朽化に対し、施設、設備の改修や統合、民間活力の導入を計画的に進め、安全で快適な保育環境が確保できるよう検討します。	継続	子育て支援課
幼稚園保育サービスの充実	幼稚園では、集団生活の中で、一人一人のよさや可能性を伸ばす教育を行っています。小学校以降の教育と異なり、教科書を使わず、「遊び」中心の活動を行います。また、保護者のニーズに応え預かり保育を行います。	継続	学校教育課
放課後児童クラブの充実	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の生活の場を提供します。 放課後児童クラブの指導者の確保及び研修等による質の向上を図ります。また、小学校統合による児童クラブの存続や、需要の高い施設における学校の空教室等の利用の検討を進めます。	継続	子育て支援課
放課後子ども教室の充実	放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々や指導者やボランティアとして、子どもたちのスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに参加するなど、児童の見守りを地域と協力して行います。	継続	生涯学習課

事業	実施内容	方針	担当課
保育所・幼稚園の園庭開放	未就園児を対象として園庭開放を実施し、地域の子育て家庭が常時利用でき、親子で楽しめる場とします。また、保護者間の交流と子育て相談について、月1～2回定期的に実施します。	継続	子育て支援課 学校教育課
養育支援家庭訪問事業	出産後間もない時期の保護者が、育児ストレスや産後うつ病などによって、子育てに不安や孤立感を抱えている場合や、児童虐待の恐れやそのリスクを抱えている場合、家庭を訪問して育児相談・栄養相談・簡単な家事援助などを行います。必要とする人が利用できるように、対象者の条件緩和や実施体制の見直しを進めます。	継続	子育て支援課
幼児教育アドバイザーの派遣	教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを派遣しています。	継続	学校教育課

基本施策2 教育環境の整備

学力の定着と学ぶ意欲の向上を図るとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行ができるよう、教職員の育成を図ります。さらに、安全・安心に配慮した施設整備を推進し、学校施設の教育機能を地域に開放し、開かれた学校づくりや地域で子どもを見守るための環境整備を図ります。

事業	実施内容	方針	担当課
就学前教育連携の推進	幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携を強化し、一貫した教育体制の確立を図ります。	継続	学校教育課
「生きる力」の育成	学校では学習指導要領に則り、責任ある社会の一員として豊かに生きていくための基礎となる、知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康や体力)のバランスの取れた力を育てます。	継続	学校教育課
コミュニティスクール	「地域に開かれた学校」からさらに踏み出し、学校と保護者、地域住民が力を合わせ、子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校」へ転換するための体制を推進します。	継続	学校教育課
教育施設の整備	将来を担う子ども達の教育環境を整備するため学校規模の適正化を推進します。 また、安全・安心な教育環境を確保するため、学校教育施設の設備の充実を図るとともに、老朽化した施設の整理統合等を推進します。	継続	教育総務課

事業	実施内容	方針	担当課
不登校児童生徒への支援	<p>様々な原因で不登校となった児童・生徒に対し早期家庭訪問の実施やスクールカウンセラー・養護教諭等のカウンセリングを通して、クラスへの復帰や別室登校ができるよう市や県の関係機関及び学校が保護者と積極的に連携を図り支援します。</p> <p>また、学校に登校できない状況にある児童・生徒の心の居場所として、適応指導教室を利用しながら、担任や生徒指導主事・養護教諭などが家庭訪問し、相談指導を通して、集団での適応力や登校意欲を高める指導方針を定めて支援します。</p>	継続	学校教育課
インクルーシブ教育システムの構築	<p>障害児が必要な支援を受けながら、できるだけ同じ場で共に学ぶこと(インクルーシブ教育システム)の構築を図ります。</p> <p>個別の教育的ニーズに対して、自立と社会参加を見据えて、最も適切な指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。</p>	新規	社会福祉課 学校教育課 人権多文化共生推進課
多文化共生授業の開催	<p>幅広い年代での地域国際化と多文化共生社会をめざすために、幼いころより異文化に対し、理解を得る体験授業をおこないます。また、その授業が保護者や教育現場に対し、多文化共生について理解を深められるような工夫をしていきます。安芸高田市教育委員会と連携して、多文化共生の理解を推進する授業を開催します。</p>	新規	人権多文化共生推進課
外国につながる子どもたちへの母語教育支援事業	<p>外国につながる子どもたちの母語理解力を一層高めるための学習を支援して、子どもたちの将来的な可能性を広げます。また、母国のことばや文化について理解を深め、自らのアイデンティティを確立するとともに、母語教育支援により母国の文化と地域の文化の架け橋となる人材を育成します。</p>	新規	人権多文化共生推進課
外国人児童生徒に対する総合学力支援事業	<p>外国人児童生徒の日本語力アップのために、現在、学校で運営されている日本語指導教室の充実や、保護者と相談しながら、NPOが主催する日本語教室と連携し、他の教科についても支援体制をつくります。</p>	新規	人権多文化共生推進課
	<p>海外からの帰国児童生徒及び外国人児童生徒で、通常の学習に困難をきたしている児童生徒に日本語指導を継続実施します。</p>	継続	学校教育課

基本施策3 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や医療費の助成など経済的な支援に努めます。各種制度の該当者が、制度やその内容を知らないことで受給できないことがないように、広報誌やホームページ、窓口等での周知を図ります。

事業	実施内容	方針	担当課
出産育児一時金	国民健康保険に加入している方が出産したとき、世帯主に対して42万円を上限に支給します。ただし、他の健康保険から支給を受け取ることのできる方は、対象外となります。	継続	保険医療課
児童手当	中学校修了までの児童を養育している方に対して支給します。	継続	子育て支援課
児童扶養手当	父母の離婚などにより、父または母と生計をともにしない、児童を養育する保護者に対し支給します。	継続	子育て支援課
養育医療(未熟児医療)の給付	出生時の体重が2,000グラム以下などの未熟児のお子さんで入院治療の必要があると指定医療機関の医師が認めた場合、指定した医療機関での医療費の助成をします。	継続	健康長寿課
小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、主治医の指示により日常生活用具の給付の必要性がある方に日常生活用具の給付を行います。ただし、世帯の所得に応じて負担額が定められています。	継続	健康長寿課
保育料の軽減	ひとり親家庭や在宅障害児(者)のいる家庭に対して保育所の保育料軽減を行っています。 また、就学前の児童が保育所や幼稚園等に、同時通所する第2子の保育料軽減、第3子以降の保育料を無料として軽減を図っています。	継続	子育て支援課
保育料の無償化	3～5歳児の子ども保育料を無償とします。また、住民税非課税世帯については、0～2歳児の子ども保育料も無償とします。 幼稚園は満3歳児から保育料を無償とします。	新規	子育て支援課 教育総務課
主食費・副食費(給食費)補助事業	私立・公立にかかわらず3歳～5歳児の給食費を無償とします。	新規	子育て支援課 教育総務課
乳幼児医療費の助成	0歳から18歳到達年度末までの乳幼児等が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。(※16歳～18歳に限り受給条件有)	継続	保険医療課

事業	実施内容	方針	担当課
就学援助費	経済的な理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学校で必要な学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、給食費、医療費(特定疾患)の費用の一部を援助します。(平成29(2017)年度より新入学学用品費は入学前に前倒して支給)	継続	教育総務課
奨学金	学習の意欲がありながら経済的理由により学校教育法に規定する高等学校等に修学することが困難な方に対し、修学上必要な学資金の一部を貸付けし、修学の途を開きます。奨学金利用者が、学校を卒業後、安芸高田市に居住している間、貸付金の返還を免除します。	継続	教育総務課
重度障害者医療費の助成	身体障害者手帳1～3級の者及び療育手帳㊦・A・㊧の者が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。ただし、所得制限があります。	継続	保険医療課
自立支援医療(育成医療)の給付	身体に障害のある児童に対し、当該障害を除去または軽減し生活能力を得るための必要な医療を給付するとともに、家庭の医療費の負担軽減を図ります。	継続	社会福祉課
障害児福祉手当	在宅で、重度の障害があるため常に介護を必要とする20歳未満の障害児に対し、3か月に1回手当を支給します。ただし、所得制限があります。	継続	社会福祉課
特別児童扶養手当	身体、知的または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で扶養している方に対し、手当を支給します。ただし、所得制限があります。	継続	子育て支援課
在宅育児世帯支援給付金	保育所等に子どもを預けず、在宅育児を行われている世帯に児童の健全育成並びに世帯の経済的負担の軽減を目的とし支給します。(※支給要件があります。)	新規	子育て支援課

基本施策4 ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭からの相談件数は年々増加しており、支援に関して他部署との連携を必要とし、長期化するケースもあるため、関係機関との連携・情報共有を行い、十分な支援を行えるように努めます。

事業	実施内容	方針	担当課
ひとり親家庭相談	専門の相談員が、育児、就労、学費や生活費など様々な相談や支援制度の利用などに関する対応を関係部署や機関と連携を持ちながら行い、ひとり親家庭を支援します。	継続	子育て支援課
ひとり親家庭等医療費助成	18歳到達年度末までの子どものいる父子家庭、母子家庭の者または父母のない児童が受けた医療費の自己負担分の一部を助成します。ただし、所得税非課税世帯に限ります。	継続	保険医療課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭の父・母・児童や寡婦に必要な資金を長期、低利または無利子で貸付け、自立を援助します。就学や療養、事業開始資金などがあります。	継続	子育て支援課

基本目標2 地域で支える子育て環境の整備

基本施策1 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭間のつながりをつくり、地域の人々が子育てに参加することで、地域全体で子育てを支える環境を目指します。

事業	実施内容	方針	担当課
地域子育て支援センター	子育て家庭や地域の方が気軽に交流できる場を提供します。プレイルームには3歳頃までのお子様向けの玩具を置き、親子で楽しめる空間作りに努め、園庭開放利用や子育てに関する情報等、保護者が必要とする情報をわかりやすく掲示します。また、定期的につどいの会や体操教室を開催するなど保護者同士の交流の場を提供します。また、専門のスタッフが子育てに関する悩みの相談に応じます。	継続	子育て支援課
子育てイベントの実施	子どもの遊びを通して、子ども同士や親子がふれ合うひとときを提供する、子育て支援のためのイベントを実施します。	継続	子育て支援課
子育てサークルの支援	地域子育て支援センターを活動の拠点として活用した、子育てサークルの自主的な活動を関係機関と連携をとりながら支援します。地域での子育てに関する学習機会の場や情報交換の場などの支援を推進します。	継続	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援を行いたい人と育児の支援を受けたい人からなる会員組織の相互支援活動です。地域の中で安心して子育てができる環境づくりを行うことを目的としています。事業を気軽に利用できることの周知及び提供会員の増員に努めます。	継続	子育て支援課
地域福祉活動の推進	地域福祉の中心的役割を担う、社会福祉協議会の機能の充実を図ります。また社会福祉協議会、民生委員・児童委員、人権擁護委員などの活動を支援し、地域福祉社会の形成を目指します。	継続	社会福祉課 人権多文化共生推進課
コミュニティスクール(再掲)	「地域に開かれた学校」からさらに踏み出し、学校と保護者、地域住民が力を合わせ、子供たちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校」へ転換するための体制を推進します。	継続	学校教育課

基本施策2 子どもの居場所づくり

子どもが放課後や休みの日に過ごす場所や、親子及び保護者間で交流できる場所を提供し、身近な地域で子育てしやすい環境づくりを進めます。

事業	実施内容	方針	担当課
放課後児童クラブの充実(再掲)	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後の生活の場を提供します。 放課後児童クラブの指導者の研修を積極的に実施し、児童のニーズにあった放課後児童クラブ活動の展開を図ります。	継続	子育て支援課
放課後子ども教室の充実(再掲)	放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして、子どもたちのスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などに参加するなど、児童の見守りを地域と協力して行います。	継続	生涯学習課
保育所の園庭開放(再掲)	未就園児を対象として園庭開放を実施し、地域の子育て家庭への支援に努めます。また、保護者間の交流と子育て相談について、月1～2回定期的に実施します。	継続	子育て支援課

基本施策3 仕事と家庭との両立の支援

性別にかかわらず、仕事と子育ての両立ができるように、ワーク・ライフ・バランスの環境づくりを進めます。また、多様な働き方が選べる職場づくり、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる環境づくりから、女性の就労支援等の支援や各種サービスの活用に関する周知を進めます。

事業	実施内容	方針	担当課
育児休業制度等の普及・啓発	育児休業制度、介護休業制度の普及・推進を図るよう、事業主に働きかけるとともに、勤労者の制度の活用を促進します。 また、労働基準法・男女雇用機会均等法、パートタイマーの権利等について、各種講座や資料等の配布を通じて、事業者の遵守や勤労者の理解・認識の向上を図ります。	継続	人権多文化共生推進課
女性の職業能力開発と就労支援	ひとり親の女性の再就職、職域拡大に向けて、高等技能の訓練・習得等の支援を行います。 また、ひとり親の女性の経済的自立を促進するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用・労働環境に関する情報を提供するとともに、相談体制の充実を図ります。	継続	子育て支援課
広報・啓発の充実	固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の浸透を図るため、家庭・地域・職場における男女平等意識の啓発活動を推進します。 また、啓発資料の作成や女性問題啓発イベント、講演会、セミナーなど啓発事業の充実を図ります。	継続	人権多文化共生推進課

事業	実施内容	方針	担当課
情報提供・収集の充実	男女平等意識の啓発や女性問題への認識を深めるため、広報誌等をはじめ、女性問題啓発冊子の収集・作成・配布などを通じた情報提供の充実に努めます。	継続	人権多文化共生推進課
学校教育における人権教育の推進	基本的人権を尊重し、男女平等観を育む児童・生徒一人ひとりを大切にした教育を推進します。	継続	学校教育課
家庭等における男女平等の推進	家庭における男女平等意識が推進されるよう、男女平等についての保護者への意識啓発に努めるとともに、家庭教育・幼児教育についての講座の開催など、学習機会の充実に努めます。	継続	人権多文化共生推進課
男性の積極的家庭参画の推進	男性の家事参画サークルを育成します。また、「親の力」を学び合う参加学習型プログラムや、子育てコーチング講座、男性を対象とした食育や料理教室等を実施し、男性の家庭生活への参画を促進します。	新規	生涯学習課 人権多文化共生推進課 健康長寿課

基本施策4 子どもの貧困対策

経済的な困窮により成長や学習に必要な経験や機会が取り上げられたり、社会的に孤立することがないように、地域全体で育ちや自立を支援する体制を整備し、貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。

事業	実施内容	方針	担当課
家庭学習支援の実施	経済的な理由等により家庭での学習が困難な児童等を主な対象として、無料の公営塾を開催します。	新規	生涯学習課
生活困窮世帯への自立支援の充実	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や就業に関する支援や相談対応を関係機関と連携し実施します。	継続	社会福祉課

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

基本施策1 保健・健康づくりの推進

妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、母子の健康づくりやケアを充実します。

事業	実施内容	方針	担当課
不妊検査・一般不妊治療費	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療及び不妊検査に要する費用の一部を助成します。	継続	健康長寿課
妊産婦健康診査	妊婦一般健康診査検査券、妊婦一般健康診査補助券、子宮頸ガン検診受診券、クラミジア検査受診券、妊婦歯科健康診査受診券、新生児聴覚検査受診票、乳幼児一般健康診査受診票、産婦健康診査受診券を母子健康手帳交付時に交付しています(医療機関委託)。 妊婦や家族等の禁煙や健康状況等を確認し、必要に応じて相談、支援を行います。	継続	健康長寿課
新生児聴覚検査	出産入院中に新生児の聴覚検査を行います。母子健康手帳交付時に受診票を交付し、検査費用を一部助成します。	継続	健康長寿課
乳児一般健康診査(医療機関委託)	母子健康手帳別冊に県内医療機関での受診に使える受診券2回(満1歳の誕生日の前日まで有効)を交付します。また、乳幼児の発達に応じた保健指導を行います。	継続	健康長寿課
乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)	生後2か月までの赤ちゃんが生まれた家庭を保健師が全戸訪問し、赤ちゃんの心身の発育状況の確認をし、母親のこころのケアにも目をむけ育児相談を行います。	継続	健康長寿課
乳幼児健康診査	乳幼児期の身体の発育や心の発達の確認、むし歯や病気の早期発見を行うとともに育児不安の軽減を図り、子どもの健やかな成長を促すことを目的に総合的に行います。 また、未受診者への受診勧奨を行い受診率の向上を図ります。 <乳児健康診査> 対象:10か月前後のお子さん <1歳6か月児健康診査> 対象:1歳6か月前後のお子さん ※1歳6か月児健診後でフォローが必要なお子さんを対象に、お子さんの発達を促す遊びを中心に、学習会や懇談を行います。 <3歳児健康診査> 対象:3歳6か月前後のお子さん <健診事後相談> 必要に応じて個別相談に応じます。	継続	健康長寿課

事業	実施内容	方針	担当課
こども発達支援センター	<p>就学前のお子さんの発達上の課題や、子育ての悩みの相談に応じ、必要な支援を行います。相談対応の他、親子で参加する教室活動、ベビーマッサージ、保育所・幼稚園への支援、関係機関との連携を行います。</p> <p>赤ちゃん教室は4か月～1歳頃のお子さんを対象に、ベビーマッサージ、感覚遊び、ミニ学習や相談を行います。</p> <p>親子教室は、2歳～3歳頃のお子さんを対象に、小さい集団での楽しい遊びを通じて保護者とともに全面的な発達を目指します。</p>	継続	子育て支援課
すくすく離乳食教室	<p>すくすく離乳食教室は、4か月～8か月のお子さんとその保護者を対象に、お口の発達に応じた離乳食の実演や試食、お口のケアについてのお話、また育児や生活などの相談に応じます。</p>	継続	健康長寿課
予防接種の勧奨	<p>子どもを病気から守るため、予防接種を勧奨します。予防接種券は乳児家庭全戸訪問事業等の際に交付します。</p>	継続	健康長寿課
小児医療体制の充実	<p>一次小児救急は、市内の内科医を中心に対応します。また、「小児救急医療電話相談」について、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査及び育児相談で啓発します。</p>	継続	健康長寿課
養育支援家庭訪問事業	<p>出産後間もない時期の保護者が、育児ストレスや産後うつ病などによって、子育てに不安や孤立感を抱えている場合や、児童虐待の恐れやそのリスクを抱えている場合、家庭を訪問して育児相談・栄養相談・簡単な家事援助などを行います。</p>	継続	子育て支援課 健康長寿課
給食等における食育の推進	<p>年間計画を作成し、食事計画と給食を連動させます。また、給食だより等の配布により、給食の状況を周知するとともに食育についての啓発を行います。</p>	継続	学校教育課

基本施策2 相談体制の充実

子育てに関する情報入手や相談が気軽にできる場を提供し、事業のことをより多くの子育て家庭に知ってもらえるよう、周知を進めます。保護者が抱える悩みが多様化、潜在化していることに対応できるよう、関係機関が連携し効率的な相談対応ができる体制づくりに努めます。

事業	実施内容	方針	担当課
妊婦相談・おっぱい相談	妊婦と産婦を対象に、育児相談に併せて実施し、助産師等が相談に応じます。	継続	健康長寿課
育児相談	毎月保健センターで、保健師・栄養士が、子どもの健康や成長発達についての相談を幅広く受けます。また、4か月児と2歳6か月児については、個別通知を行い、成長発達の確認や相談を行います。	継続	健康長寿課
保育所の育児相談	各地域にある保育所の保育士等による、子育てについての相談ができる体制を整備しています。また、月に1～2回、定期的に園庭開放日を定め、未就園児を持つ保護者の交流や子育て相談を実施します。	継続	子育て支援課
地域子育て支援センターにおける相談事業	月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 において、相談事業を実施します。 <母子父子自立相談> ひとり親家庭の方の自立に関する相談を受け付けます。 <家庭児童相談> 児童の成長発達、不登校の問題、育児上の困りごとに関する相談を受け付けます。 <子育て相談> 子どもの発達や子育てに関する相談を受け付けます。	継続	子育て支援課
就学相談	小学校に入学する児童で心身に何らかの心配があり、就学に不安を感じている保護者の方について、相談を受け付けます。	継続	学校教育課
適応指導教室「あすなる」	子どもの学校での悩みや相談に応じるとともに、不登校児童・生徒の学校への復帰に向けて、学習指導や体験活動を行います。また、保護者の子育ての悩みや相談にも応じます。	継続	学校教育課

基本施策3 障害のある子どもへの支援

障害や発達に遅れのある子ども（以下「障害児」という。）の健全な発達を支援し、身近な地域で適切な支援やサービスを受けて安心して生活ができるよう、保険、医療、福祉、教育等の各種関係機関と情報共有及び連携しながら事業を推進します。

事業	実施内容	方針	担当課
保育所受け入れ体制の充実	<p>障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法(平成 24(2012)年法律第 65 号)に基づく教育・保育等を利用できるようにするために必要な支援を行います。</p> <p>障害児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進、加配職員の配置、障害児保育を担当する保育士の専門性向上を図るための研修の実施等により、障害児の保育所での受け入れを促進します。</p>	継続	子育て支援課
特別支援教育の充実	<p>障害児など特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対して、自立と社会参加を見据えて、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級という連続性のある「多様な学びの場」の充実を図ります。必要に応じて教育介助員や看護師の配置等受け入れ体制の充実を図ります。</p>	継続	学校教育課
放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備等	<p>集団活動が可能と認められる児童の遊びや生活の場として、障害児の受け入れを行い、その健全な育成を図る等適切な支援を提供します。</p>	継続	子育て支援課
相談・指導体制の充実	<p>障害児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において相談支援を受けることができる体制を、関係部署との連携により充実させます。</p> <p>障害児の発達を支援する観点から、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期終了まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を、地域の関係機関と連携して提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。</p>	継続	社会福祉課
児童発達支援センターの設置	<p>児童発達支援センターの設置方法について検討していきます。</p>	新規	社会福祉課

事業	実施内容	方針	担当課
こども発達支援センター(再掲)	<p>就学前のお子さんの発達上の課題や子育ての悩みに応じ、必要な支援を行います。相談対応の他、親子で参加する教室活動、ベビーマッサージ、保育所・幼稚園への支援、関係機関との連携を行います。</p> <p>赤ちゃん教室は、4か月～1歳頃のお子さんを対象に、ベビーマッサージ、感覚遊び、ミニ学習会や相談を行います。</p> <p>親子教室は、2歳～3歳頃のお子さんを対象に、小さい集団での楽しい遊びを通じて保護者とともに全面的な発達を目指します。</p>	継続	子育て支援課
保護者サークルへの支援	障害児を持つ保護者サークル支援のため活動費を助成するとともに、必要な支援を行います。	継続	社会福祉課
自立支援医療(育成医療)の給付(再掲)	身体に障害のある児童に対し、当該障害を除去または軽減し生活能力を得るための必要な医療を給付するとともに、家庭の医療費の負担軽減を図ります。	継続	社会福祉課
障害児福祉手当(再掲)	在宅で、重度の障害があるため常に介護を必要とする20歳未満の障害児に対し、3か月に1回手当を支給します。ただし、所得制限があります。	継続	社会福祉課
特別児童扶養手当(再掲)	身体、知的または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で扶養している方に対し、手当を支給します。ただし、所得制限があります。	継続	子育て支援課
障害児への発達支援等の提供	障害児に通所による療育等の支援を行います。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の5つの障害児通所支援サービスがあり、各施設と連携し、年齢や状況に応じて適切な療育が受けられるようサービスを提供していきます。	継続	社会福祉課
障害の早期発見・早期対応	乳幼児の健康診査の結果、精密検査が必要な場合は、精密健康診査受診票を交付します。	継続	健康長寿課
医療的ケア児に対する支援の充実	<p>医療的ケアを必要性とする幼児・児童・生徒が、必要な支援を受けながら、できるだけ同じ場で共に学ぶための教育環境の構築を図ります。</p> <p>看護師の配置、医師会の訪問看護サービスの提供により、安心・安全に就学することができるための支援を行います。</p> <p>また、医療的ケア児コーディネーターや協議の場の設置により、相談体制や関連分野との連携を強化します。</p>	新規	子育て支援課 学校教育課 社会福祉課

基本施策4 安心・安全な生活環境の整備

子どもを事故から守るため、警察、保育所、児童館、関係団体との協力・連携体制の強化を図り、総合的な事故防止対策を推進します。防犯及び防災に関して、地域の人々が日ごろからつながりを持ち、支え合いができる関係づくりや、防災訓練等の実施により緊急時に備えます。

事業	実施内容	方針	担当課
安全で快適な道路環境の整備	児童・生徒が安全に通学できるよう、安芸高田市通学路交通安全プログラムに基づき通学路の安全対策を充実します。また、歩道の新設・拡幅、段差の解消、点字ブロックの設置など、全ての人々が安心して利用できる道路環境の整備を図ります。	継続	教育総務課
交通安全教育の推進	住民の生涯を通じた交通安全教育を推進していくため、幼児から高齢者まで、幅広い世代に対応した交通安全教室や講習会などを開催します。 登下校指導や、自転車通学のヘルメット着用などについて、引き続き啓発・指導を行います。また、児童生徒の安全の確保を図るための学校環境の整備を行うと同時に、児童生徒がより安全な行動を意思決定したり、行動選択をしたりするための安全教育の推進を図ります。	継続	学校教育課
子ども110番の家	いざというときの駆け込み避難所となる「子ども110番の家」の設置を促進するとともに、世代間交流などを通じて、近所の人と子どもたちが顔見知りになる環境づくりに努めます。	継続	学校教育課
青少年健全育成活動の推進	子育てや青少年育成に関する相談体制の強化や、情報提供の充実を図ります。また、家庭、学校、地域が連携し、地域社会全体で青少年を支え合うコミュニティスクールの推進を図ります。	継続	人権多文化共生推進課
環境浄化活動	青少年の健全な社会環境を確保するため、関係団体・機関との連携を図りながら、地域が一体となった環境浄化活動の推進を図ります。	継続	人権多文化共生推進課
防犯活動の活性化	地域ぐるみの防犯活動、保護者に対する非行防止の啓発や教育活動など、健全なこころの育成を図る地域一体となった支援活動の活性化に努めます。 防犯、非行防止活動の連絡体制を確立し、非行状況の把握や対応の迅速化を図ります。	継続	危機管理課
幼児・児童・生徒に対する防災教育	幼児・児童・生徒が危険予測・危険回避能力を身に着けることができるよう、計画的に教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策の指導を行うとともに、平素から登下校中の避難行動および避難場所について指導をします。	新規	学校教育課 子育て支援課

基本施策5 児童虐待防止対策の強化

児童虐待を防止し、全ての子どもが心身ともに健やかに生まれ育ち、持てる力を最大限に発揮できるように、関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。

事業	実施内容	方針	担当課
要保護児童対策事業	<p>保育所、学校、教育委員会、市、警察などが連絡協議会を持ち、現状の把握や対処方法の検討を行います。</p> <p>また、保育士、民生委員・児童委員、学校職員の研修を積み重ね、各部署が連絡を密にし、速やかな対処が行えるように体制の整備を図ります。</p>	継続	子育て支援課
児童虐待相談体制の整備	<p>虐待や虐待の疑いがある場合、相談窓口を子育て支援センターに設置し、速やかな対応を図ります。</p> <p>また、家庭児童相談員を配置し、家庭における適正な児童養育など、家庭児童福祉の向上を図るため、相談対応や助言指導を引き続き行います。</p> <p>相談員の増員及び研修によるスキルアップを図ります。</p>	継続	子育て支援課
被害児童の保護	<p>身体的虐待(暴力・暴言)、ネグレクト(育児放棄)などの事例について、関係部署及び県の関係機関と連携を図りながら、保護を必要とする事例について一時保護などの措置を実施します。</p>	継続	子育て支援課
子ども家庭総合支援拠点(仮名)の設置	<p>児童等に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点を整備します。</p>	新規	子育て支援課

基本目標4 次代の親の育成

基本施策1 家庭や地域の子育て力の向上

中高生や大学生など、今後親になる世代や、これから子育てを始める人が、子育ての具体的なイメージや、知識を得られるよう、子育て中の親子や子どもと触れ合う機会を充実します。

また、地域の人々が子育てに関わる機会や役割を充実し、地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。

事業	実施内容	方針	担当課
中高生・大学生と 幼児・児童がふれ あう機会の充実	学生インターンシップやボランティアの受け入れや、大学による子ども向け体験事業等の実施、情報発信を行います。 中学生が、学校教育活動において、幼稚園・保育所を訪問し、保育実習を通し、保育に対する興味・関心を高めます。	新規	健康長寿課 総務課 学校教育課
子育て・保育に関 する人材の確保	保育や子育てに必要な知識や技術が学べる講座等を実施し、保育ボランティアなどの人材養成を図ります。	新規	子育て支援課
地域子育て支援セ ンター(再掲)	子育て家庭や地域の皆さんが気軽に交流できる場です。プレイルームには、3歳頃までの子ども向けの玩具が置いてあり、保護者と一緒に気軽に利用できます。また、定期的に交流会や体操教室を開催したり、専門のスタッフが子育てに関する悩みの相談に応じます。	継続	子育て支援課
世代間交流の推進	保育所や幼稚園・小学校の児童と地域のお年寄りとのふれあい交流、心の教育を目的とした活動を行うなど、世代間交流を促進し、健全な育成を図ります。	継続	生涯学習課
豊かな心を育む道 徳教育の推進 (再掲)	特別の教科 道徳の趣旨を踏まえ、道徳教育に係る研修会を実施し教職員の指導力向上を図ります。 また、児童生徒の発達段階を踏まえ、教育活動全体を通して児童生徒の道徳性を養います。	継続	学校教育課

基本施策2 多様な体験・ふれあいの機会づくり

様々な体験を通して、児童が健やかに発達・成長するとともに、他の年代や文化の住民と触れあうことで、地域のつながりを醸成します。

事業	実施内容	方針	担当課
世代間交流の推進 (再掲)	保育所や幼稚園・小学校の児童と地域のお年寄りとのふれあい交流、心の教育を目的とした活動を行うなど、世代間交流を促進し、健全な育成を図ります。	継続	生涯学習課
体験活動の推進	放課後や週末、夏休み等を活用し、昔遊びや創作活動、自然体験など、様々な体験活動や他地域の子ども達との交流機会の提供を促進します。 また、市子ども会連合会等の育成団体の活動を支援します。	継続	生涯学習課
スポーツ活動の推進	体育協会やスポーツ少年団を中心としながら、サッカー、ハンドボール、カヌーなど地域の特色あるスポーツ活動を推進し、各団体や指導者のスポーツ情報の共有化や大会イベント等の積極的な開催、活動補助金の交付等により、地域スポーツを一層活性化します。	継続	生涯学習課
スポーツクラブの育成	地域住民(児童から高齢者まで)が生涯を通じて気軽にスポーツを楽しめ、体力づくりや健康増進を図るとともに、豊かな地域コミュニティづくりを進めます。各種スポーツに関する大会や行事の開催を関係団体協働で実施するなど総合地域スポーツクラブの育成を推進します。	継続	生涯学習課
文化活動の推進	住民の自主的な文化活動を支援するとともに、市民文化祭の開催の支援、優れた文化・芸術鑑賞機会を提供するなど、住民が気軽に文化活動に参加できる場や機会の充実に努めます。	継続	生涯学習課
地域文化伝承・継承活動	神楽、はやし田などの特色ある伝統芸能や伝統行事、祭りを地域の宝として後世に伝えていくよう、芸能保存会等助成金の交付やその他補助金の周知等、関係団体・地域の活動を支援し、伝統文化の継承に努めます。	継続	生涯学習課
日本語教室の充実	日本語学習支援教室の質の向上を図り、日本語が理解できて読み書き、話せる外国人市民の増加を図ります。また、教室の運営に必要な日本語学習支援者を質の高い教育により養成し、教室の安定的な運営を図ります。	継続	人権多文化共生推進課
外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参加しやすい地域づくり	外国人に振興会やPTAのメンバーになってもらうことで、地域や学区の活性化を図ります。また、言葉や習慣の違いによるコミュニケーションの不足は、組織内に外国人市民のパートナーとなる人を配置して、世話をすることで交流を深めることとします。	新規	人権多文化共生推進課

基本施策3 健全育成の推進

児童生徒が社会の一員として自覚し、社会の変化に対応できる資質と意欲を持ち、心身ともに健康でたくましく成長できるよう、児童生徒の健全育成を図ります。

事業	実施内容	方針	担当課
豊かな心を育む道徳教育の推進 (再掲)	特別の教科 道徳の趣旨を踏まえ、道徳教育に係る研修会を実施し教職員の指導力向上を図ります。 また、児童生徒の発達段階を踏まえ、教育活動全体を通して児童生徒の道徳性を養います。	継続	学校教育課
福祉教育の推進	生涯学習や学校教育における福祉教育を充実し、住民や児童・生徒の福祉に対する意識を高めるとともに、ボランティア活動など福祉活動への参加を促進します。	継続	学校教育課
キャリア教育等の推進	地域の企業等と連携し、職業に関する学習や職場体験等を実施するなど、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促します。	新規	学校教育課
いじめ対策	安芸高田市いじめ防止基本方針に基づき、県・市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。	継続	学校教育課
こころの教育相談	スクールカウンセラー、臨床心理士という専門的な見地から生徒の実態や家庭環境をとらえ、悩みの解決に向け、指導、支援を行います。 また、教育相談に関する教職員の研修を行うとともに、メンタルヘルスケア講習会などを通して、教職員のこころの健康づくりを図ります。 さらに、日常的な個々の児童・生徒への支援活動を推進するため、養護教諭や保健主事を中心とした学校における相談体制を確立するとともに、家庭支援を必要とする個々の児童・生徒への支援を行います。	継続	学校教育課
不登校児童生徒への支援(再掲)	様々な原因で不登校となった児童・生徒に対し早期家庭訪問の実施やスクールカウンセラー・養護教諭等のカウンセリングを通して、クラスへの復帰や別室登校ができるよう市や県の関係機関及び学校が保護者と積極的に連携を図り支援します。 また、学校に登校できない状況にある児童・生徒の心の居場所として、適応指導教室を利用しながら、担任や生徒指導主事・養護教諭などが家庭訪問し、相談指導を通して、集団での適応力や登校意欲を高める指導方針を定めて支援します。	継続	学校教育課

事業	実施内容	方針	担当課
引きこもり児童相談・家族教室	引きこもり状態にある児童・生徒やその家族を支えるため、学校や関係機関との連携によりケース会議等を行い、情報を共有しながら、引きこもり問題への理解を深めて、その対応方法を一緒に考えます。また、不安や戸惑いなど同じ悩みを抱える児童及び家族がお互いの情報交換を通じて、孤独になりがちな状況を防ぎ社会参画への支援に結び付けます。	継続	学校教育課
子どもの相談への対応	スクールカウンセラーを小中学校に派遣し、子どもの相談に対応します。	新規	学校教育課

第6章 「新・放課後子ども総合プラン」に係る事業計画

国においては、共働き家庭等の子どもが安心して過ごせる場を提供するとともに、次代を担う人材を育成するため、「放課後子ども総合プラン」が策定されました。

平成30(2018)年には、これまでのプランの進捗状況等を踏まえて、放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。この計画では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目的としています。

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、本市における放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの整備を進めます。

(1)放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

放課後児童クラブ		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
①量の 見込み	1年生(人/年)	164	158	154	148	139
	2年生(人/年)	123	118	116	111	104
	3年生(人/年)	123	118	116	111	104
	4年生(人/年)	108	110	106	107	103
	5年生(人/年)	65	66	64	64	62
	6年生(人/年)	43	44	43	43	41
	計(人/年)	626	614	599	584	553
②確保の内容(人/年)		585	585	585	585	585
実施施設数(人/年)		12	12	12	12	12
②-①(人/年)		-41	-29	-14	0	0

(2)放課後児童クラブの令和5(2023)年度に達成されるべき目標事業量

- 令和5(2023)年度までに、2箇所整備することを目指します。

	令和5(2023)年度
実施施設数	2

(3)放課後子ども教室の2023年度までの実施計画

- 小学校や保護者、関係機関等と協議調整し、ニーズを調査した上で、事業について検討します。

(4)小学校の余裕教室等の放課後児童クラブの活用に関する具体的な方策

- 教育委員会、福祉部局、学校関係者と連携して、余裕教室等の実態把握や将来的な活用の可能性について協議を行います。
- 施設の定員数を超える場合は、教育委員会、学校関係者と協議のうえ、余裕教室等を活用するなどの対応を行います。

(5)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- 子ども・子育て会議を活用するなど、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者、保護者などの理解を深めつつ協議を行います。

(6)特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

- 各クラブ指導員などに対し、専門機関による研修機会の実施や必要に応じた支援を行います。
- 各クラブの状況に応じ、引き続き支援員などの加配などを配慮していきます。
- 保護者や学校等の関係機関と連携して適切な対応を図ります。

(7)地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

- 地域の実情に応じて保護者ニーズに応じた開設時間を検討します。

(8)各放課後児童クラブが、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割をさらに向上させていくための方策

- 各クラブの支援員が資質向上研修や、各機関が実施する研修等に積極的に参加し、資質の向上を図ります。
- 地域の実情やニーズに応じて、地域の特色あるプログラムを取り入れるなどの取り組みを勧めます。
- 運営の取り組みや、スタッフ同士の交流、情報交換、利用者の意見聴取等を実施することで子どもの健全育成を目指します。

(9)各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

- 利用する児童の保護者との日常的・定期的な対話を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を共有していきます。
- 児童の学習支援や多彩なプログラムの充実を図るため、地域住民等の一層の参画促進を図ります。

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制と進捗管理

本計画は、施策に関わる部局間の綿密な情報交換と連携及び調整を図りながら、効率的な推進を目指します。

また、本計画を住民とともに推進していく体制を確保するため、住民参画により構成される「安芸高田市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進捗管理を行います。

2 計画の広報・啓発

住民の一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を認識し、取り組みを継続していくことができるよう、関係機関への配布やホームページ・広報安芸高田などを活用し、本計画の内容の公表・紹介に努めます。

資料編

資料1 安芸高田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 1 日

条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、安芸高田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 安芸高田市子ども・子育て会議 委員名簿

番号	区分	所属	職	平成30 (2018)年度	令和元(2019) 年度
1	子育てサークル代表	どんぐりこころ	代表	藤田 恵子	藤田 恵子
2	安芸高田市PTA 連合会代表	吉田小学校保護者会	会長	西本 賢二	西本 賢二
3	保育所保護者代表 (吉田地区)	可愛保育園保護者会	会長	久保田 里香	大藺 未和
4	保育所保護者代表 (八千代地区)	刈田保育園保護者会	会長	南郷 文香	南郷 文香
5	保育所保護者代表 (美土里地区)	みどりの森保育所保護者会	会長	古田 典子	佐々木 美香
6	保育所保護者代表 (高宮地区)	くるはら保育園保護者会	会長	泉 圭汰	泉 圭汰
7	保育所保護者代表 (甲田地区)	甲立保育所保護者会	会長	谷本 美千子	谷本 美千子
8	保育所保護者代表 (向原地区)	向原こぼと園保護者会	会長	岡崎 慎治	澤 行紘
9	公立・私立幼稚園 保護者代表	吉田幼稚園保護者会	会長	平岡 佳乃子	平岡 佳乃子
10	安芸高田市保育連盟 公立代表	みどりの森保育所	所長	大番 恵子	大番 恵子
11	安芸高田市保育連盟 私立代表	八千代南保育園	園長	○梶原 美智子	○梶原 美智子
12	放課後児童クラブ	NPO法人子育て応援 隊かんがるー	理事長	増田 芳美	増田 芳美
13		郷野児童クラブ	代表	松林 祥子	松林 祥子
14	公立・私立幼稚園代表	ひの川幼稚園	園長	天清 一 亮	天清 一 亮
15	安芸高田市民生委員 児童委員協議会代表	主任児童委員		◎吉岡 由理	◎吉岡 由理
16	安芸高田市	安芸高田市福祉保健部	部長	大田 雄司	大田 雄司
17		安芸高田市教育委員会	教育 次長	土井 実貴男	土井 実貴男

◎は会長 ○は副会長

事務局

番号	区分	所属	職	平成30 (2018)年度	令和元(2019) 年度
1	安芸高田市	安芸高田市福祉保健部 子育て支援課	課長	久城 祐二	久城 祐二
2			係長	国広 美佐枝	国広 美佐枝
3			係長	佐藤 弘美	佐藤 弘美
4			専門員	山本 智規	山本 智規